

参議院商工委員会議録第二号

(第百十四回 国前十時開会)

(六四)

| | | | |
|-----------------|---|---|------------------------|
| | | 平成元年三月二十八日(火曜日) | |
| 委員の異動 | | 年前十時開会 | |
| 三月六日 辞任 松浦 孝治君 | | 三月七日 辞任 加藤 武徳君 | |
| 三月二十七日 辞任 小野 明君 | 三月二十八日 辞任 降矢 敬義君 | 三月二十七日 指定選任 加藤 武徳君 | 三月二十八日 指定選任 加藤 武徳君 |
| 高杉 敬義君 | 田代由紀男君 | 小山 一平君 | 木本平八郎君 |
| 出席者は左のとおり。 | 宮澤 弘君 | 対馬 孝且君 | 井上 計君 |
| 委員長 理事 | 中曾根弘文君 | 野田 哲君 | 伏見 康治君 |
| 前田 繁男君 | 前田 繁男君 | 土原 陽美君 | 木本平八郎君 |
| 福岡 知之君 | 市川 正一君 | 山本 幸助君 | 小山 一平君 |
| 委員 | 石原健太郎君 | 内藤 正久君 | 対馬 孝且君 |
| 岩本 政光君 | 特許庁長官 | 高木 俊毅君 | 高杉 敬義君 |
| 大木 浩君 | 中小企業庁長官 | 岡松壯三郎君 | 田代由紀男君 |
| 下条進一郎君 | 中小企業庁指導部長 | 鎌田 吉郎君 | 平井 韶志君 |
| 田代由紀男君 | 事務局側 | 堤 富男君 | 松尾 邦彦君 |
| 平井 韶志君 | 常任委員会専門員 | 吉田 文毅君 | 村田 寛寿君 |
| 松浦 孝治君 | 野村 静二君 | 吉田 文毅君 | 村田 寛寿君 |
| 官平君 | 本日の会議に付した案件 ○織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付 (派遣委員の報告) | これらの状況を踏まえまして、一昨年十一月、通商産業大臣より織維工業審議会に対しまして、今後の織維工業及びその施策のあり方について諮問がなされ、約一年間にわたり両審議会において慎重な審議が重ねられてまいりました。 | その結果、昨年十一月、我が国のが織維工業が現 |

○委員長(宮澤弘君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十七日、降矢敬義君が委員を辞任され、その補欠として田代由紀男君が選任されました。

○委員長(宮澤弘君) 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。三

塚通商産業大臣。

○國務大臣(三塚博君) 織維工業構造改善臨時措

置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

織維工業につきましては、現行の織維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、昭和四十九年度から構造改善事業を実施し、商品開発力、技術開発力の強化、設備の近代化等を推進してまいりました。

しかしながら、近年の我が国の織維工業をめぐる経済的環境は、円高の定着、アジア新興工業経済群等の追い上げ等による輸入の増大、需要の多品種・少量・短サイクル化等かつてない激しい変化を見せており、我が国の織維工業は、このような変化に即応した構造改善を推進するため、新たな対応を強く求められております。

これらの状況を踏まえまして、一昨年十一月、通商産業大臣より織維工業審議会及び産業構造審議会に対しまして、今後の織維工業及びその施策のあり方について諮問がなされ、約一年間にわたり両審議会において慎重な審議が重ねられてまいりました。

その結果、昨年十一月、我が国のが織維工業が現

在の厳しい環境を克服し、今後さらなる発展を遂げていくためには、需要の多品種・少量・短サイ

クル化等に対応する新たな実需対応型供給体制を構築することが必要であるとの趣旨の答申を得たところであります。

政府といたしましては、この答申の内容に沿いまして政策を推進すべく、本法律案を提案する」といたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げま

す。

第一は、この法律が廃止するものとされる期限につきまして、本年六月三十日までとなつているものを平成六年六月三十日まで五年間延長することであります。

第二は、織維工業の新たな構造改善事業を積極的に推進するため、構造改善事業計画の承認制度につきまして、その事業が相互に密接に関連する織維事業者等の連携に関する計画に対するものとするとともに、織維事業者が実施する構造改善事業を円滑にするための商工組合等による構造改善

円滑化事業の計画の承認制度を創設することであります。

第三は、織維工業の構造改善を効果的に推進する観点から、政府は、織維工業の高度化のための事業を総合的に行う織維工業高度化促進施設の整備を図るために必要な資金の確保等の措置を講ずるよう努めることとし、産業基盤整備基金に織維

工業高度化促進施設の整備の事業に対する出資業務を追加するとともに、織維工業構造改善事業協会に織維工業高度化促進施設の運営を行う者に対する情報の提供並びに指導及び助言の業務を追加することであります。

第四は、近年急速に進展しつつある情報化の成果を織維事業者がその構造改善に活用し得るよう、織維工業構造改善事業協会におきまして、織

維事業者が織維製品に関する情報の処理を効率的に実施するための調査研究及びその成果の普及の業務を新たに行うこととすることとあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○委員長(宮澤弘君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福間知之君 質疑に入る前に二点ばかりお聞きをしたい点がございます。

その第一は、消費税問題に関してであります。

昨日も本院本会議において三塚大臣からも一定の消費税に関する答弁がなされたようですが、昨年の暮れの国会で決まって三ヶ月が経過しようとしているわけであります。早くも四月一日の実施を控えて余すところ四日という時間しかありません。巷間に報道されているように、皆さん方も御案内のごとく、七十五の地方自治体においても消費税の上乗せを見送るなどの決議が地方議会で行われ、あるいは一般事業者の中にいてもかなりの混乱が惹起されているやに伺うわけであります。

昨日の新聞によると、三塚大臣は、一昨日の夜仙台における記者会見において、国民の多数がおかしいということであるならば見直しもやらなければならぬだろう、是正が必要なら参議院選挙後において是正しなければいけないだろうという趣旨の御発言をなされたと報じられておりますが、大臣の真意は那辺にあるのかお聞かせを願いたいと思うのであります。

私たち社会党は、もちろんこの消費税の法案の撤回あるいは凍結、延期などを今まで主張してまいりましたけれども、今日もその考えに変わりはありません。このままで四日後に実施されるとなれば、さらに混乱が拡大し、不公平が拡大をしていくという懸念を今まで払拭できないおわかれであります。そのあたりを含めた大臣の所見を

求めます。

○国務大臣(三塚博君) お答え申し上げます。

消費税は、御案内のとおり、四月一日施行ということで既に昨年暮れ法律が成立をいたし、それまでの措置が講じられてまいりました。内閣におきましても、総理を本部長、私ども数名大臣を含めまして副本部長ということで円滑化導入について万全を期す、こうしたことであり、我が通産省は中小企業各団体を主管するという立場の中で、省内に事務次官を中心として各局長、各通産局長等にもお入りいただきながら円滑化導入の推進本部を設け、連日相協議をしつつ、またクレームがございますればそれに敏感に対応する、疑問がありますればその解明にこれまで敏速に御回答申し上げる等々の措置を講じてまいってきたところであります。

まさに四日後にその施行を控えておりまして、これが混亂がございませんように、短い期間ではございましたが、全力を尽くしてきました。ごとに当面力をいたすことは、法の原則からいしまして当然である。この大前提に立ちまして、さはさりながら、これは法律一般論であるうと思うのですが、どんな法律でもその法律がなじまない、問題が残りました。あるいはこれの施行に大きな障害が出ておるということは、国民がこれを拒否し続けるというふうに相なりますと、ここで深刻な問題が出てまいります。なぜなら、そういうことどもがいるわけでございますから、そういうことどもが実現のなかで見直しもやらない、あるいはその実行後も引き続きやらなければならないわけでござりますが、大臣の真意は那辺にあるのかお聞かせを願いたいと思うのであります。

さうしたけれども、今日もその考えに変わりはありません。このままで四日後に実施されるとなれば、さらに混乱が拡大し、不公平が拡大をしていくという懸念を今まで払拭できないおわかれであります。そのあたりを含めた大臣の所見を

は議会制民主主義の基本からいつて当然である。

政府は、法律を施行いたしますと、大体三年の期間で見直しをするというのが通常の考え方でありますけれども、新税という初めての間接税導入とそれが措置が講じられてまいりました。内閣におきましても、総理を本部長、私ども数名大臣を含めまして副本部長と一緒にことで円滑化導入について万全を期す、こうしたことであり、我が通産省は中小企業各団体を主管するという立場の中で、省内に事務次官を中心として各局長、各通産局長等にもお入りいただきながら円滑化導入の推進本部を設け、連日相協議をしつつ、またクレームがございますればそれに敏感に対応する、疑問がありますればその解明にこれまで敏速に御回答申し上げる等々の措置を講じてまいってきたところであります。

まさに四日後にその施行を控えておりまして、これが混亂がございませんように、短い期間ではございましたが、全力を尽くしてきました。ごとに当面力をいたすことは、法の原則からいしまして当然である。この大前提に立ちまして、さはさりながら、これは法律一般論であるうと思うのですが、どんな法律でもその法律がなじまない、問題が残りました。あるいはこれの施行に大きな障害が出ておるということは、国民がこれを拒否し続けるというふうに相なりますと、ここで深刻な問題が出てまいります。なぜなら、そういうことどもがいるわけでございますから、そういうことどもが実現のなかで見直しもやらない、あるいはその実行後も引き続きやらなければならないわけでござりますが、大臣の真意は那辺にあるのかお聞かせを願いたいと思うのであります。

さうしたけれども、今日もその考えに変わりはありません。このままで四日後に実施されるとなれば、さらに混乱が拡大し、不公平が拡大をしていくという懸念を今まで払拭できないおわかれであります。そのあたりを含めた大臣の所見を

かになっていたはずであります。一向にそれを審議の過程で修正をするなどという考えは毛頭政

府側にはなかつたわけであります。私たちも税制度とか、段階的な控除制度とか、あるいはまたもともと帳簿方式などという方法を含めまして、今日見るような混乱が当然そのときから予想されども、新税という初めての間接税導入とそれが措置が講じられてまいりました。内閣におきましても、総理を本部長、私ども数名大臣を含めまして副本部長と一緒にことで円滑化導入について万全を期す、こうしたことであり、我が通産省は中小企業各団体を主管するという立場の中で、省内に事務次官を中心として各局長、各通産局長等にもお入りいただきながら円滑化導入の推進本部を設け、連日相協議をしつつ、またクレームがございますればそれに敏感に対応する、疑問がありますればその解明にこれまで敏速に御回答申し上げる等々の措置を講じてまいってきたところであります。

まさに四日後にその施行を控えておりまして、これが混亂がございませんように、短い期間ではございましたが、全力を尽くしてきました。ごとに当面力をいたすことは、法の原則からいしまして当然である。この大前提に立ちまして、さはさりながら、これは法律一般論であるうと思うのですが、どんな法律でもその法律がなじまない、問題が残りました。あるいはこれの施行に大きな障害が出ておるということは、国民がこれを拒否し続けるというふうに相なりますと、ここで深刻な問題が出てまいります。なぜなら、そういうことどもがいるわけでございますから、そういうことどもが実現のなかで見直しもやらない、あるいはその実行後も引き続きやらなければならないわけでござりますが、明らかにこの法律によって第二法人税的性が出てまいりまして、まじめに一生懸命やつておりますけれども、そのことで倒産に追い込まれるというようなことがありますとすれば、税は公平公正でなければならぬという観点の中で欠陥がある、整合性がいかぬという問題が行政、政治の面で出てくるであろう。そういう事態があるとすれば、政治はこれに敏感に対応するという

こと

は議会制民主主義の基本からいつて当然である。政府は、法律を施行いたしますと、大体三年の期間で見直しをするというのが通常の考え方でありますけれども、新税という初めての間接税導入とそれが措置が講じられてまいりました。内閣におきましても、総理を本部長、私ども数名大臣を含めまして副本部長と一緒にことで円滑化導入について万全を期す、こうしたことであり、我が通産省は中小企業各団体を主管するという立場の中で、省内に事務次官を中心として各局長、各通産局長等にもお入りいただきながら円滑化導入の推進本部を設け、連日相協議をしつつ、またクレームがございますればそれに敏感に対応する、疑問がありますればその解明にこれまで敏速に御回答申し上げる等々の措置を講じてまいてきたところであります。

まさに四日後にその施行を控えておりまして、これが混亂がございませんように、短い期間ではございましたが、全力を尽くしてきました。ごとに当面力をいたすことは、法の原則からいしまして当然である。この大前提に立ちまして、さはさりながら、これは法律一般論であるうと思うのですが、どんな法律でもその法律がなじまない、問題が残りました。あるいはこれの施行に大きな障害が出ておるということは、国民がこれを拒否し続けるというふうに相なりますと、ここで深刻な問題が出てまいります。なぜなら、そういうことどもがいるわけでございますから、そういうことどもが実現のなかで見直しもやらない、あるいはその実行後も引き続きやらなければならないわけでござりますが、明らかにこの法律によって第二法人税的性が出てまいりまして、まじめに一生懸命やつておりますけれども、そのことで倒産に追い込まれるというようなことがありますとすれば、税は公平公正でなければならぬという観点の中で欠陥がある、整合性がいかぬという問題が行政、政治の面で出てくるであろう。そういう事態があるとすれば、政治はこれに敏感に対応するという

こと

は議会制民主主義の基本からいつて当然である。政府は、法律を施行いたしますと、大体三年の期間で見直しをするというのが通常の考え方でありますけれども、新税という初めての間接税導入とそれが措置が講じられてまいりました。内閣におきましても、総理を本部長、私ども数名大臣を含めまして副本部長と一緒にことで円滑化導入について万全を期す、こうしたことであり、我が通産省は中小企業各団体を主管するという立場の中で、省内に事務次官を中心として各局長、各通産局長等にもお入りいただきながら円滑化導入の推進本部を設け、連日相協議をしつつ、またクレームがございますればそれに敏感に対応する、疑問がありますればその解明にこれまで敏速に御回答申し上げる等々の措置を講じてまいてきたところであります。

まさに四日後にその施行を控えておりまして、これが混亂がございませんように、短い期間ではございましたが、全力を尽くしてきました。ごとに当面力をいたすことは、法の原則からいしまして当然である。この大前提に立ちまして、さはさりながら、これは法律一般論であるうと思うのですが、どんな法律でもその法律がなじまない、問題が残りました。あるいはこれの施行に大きな障害が出ておるということは、国民がこれを拒否し続けるというふうに相なりますと、ここで深刻な問題が出てまいります。なぜなら、そういうことどもがいるわけでございますから、そういうことどもが実現のなかで見直しもやらない、あるいはその実行後も引き続きやらなければならないわけでござりますが、明らかにこの法律によって第二法人税的性が出てまいりまして、まじめに一生懸命やつておりますけれども、そのことで倒産に追い込まれるというようなことがありますとすれば、税は公平公正でなければならぬという観点の中で欠陥がある、整合性がいかぬという問題が行政、政治の面で出てくるであろう。そういう事態があるとすれば、政治はこれに敏感に対応するという

きを忍んで政治改革の断行、片や消費税の円満な、円滑な導入が期せられますようにただいまのところ全力を尽くしてまいる、こういうことであらうと思います。

消費税を含めて、御指摘のように、リクルート、農政各般にわたる問題が複合いたしまして支持率の低下とということをもたらしておりますこと、私も率直にそのことは認めるわけでございますが、今の前段のリクルートは、まさに黑白が決せられる真藤さんの起訴が昨日決定をされた、そして引き続き政界関係の解明へということが報ぜられておる今日でござりますから、一日も早く黑白が明確になることによりこれに対する政府・与党のけじめ、またこれに対するただいま論議をされるおる政治改革、こういうものが結につくことによりまして信頼のきずなを中心として取り進められるであります。また、消費税の問題は、前段申し上げましたとおり、施行前でござりますから大変な不安感がありますこともよく承知いたしております。一日以降、この不安感が実施というものが臨機応変にこれに対応すると。前段申し上げましたその中から、税は国民のためにあるわけでありましょし、また、消費税の問題は、前段申し上げましたとおり、施行前でござりますから大変な不安感がありますこともよく承知いたしております。一日以降、この不安感が実施というものが臨機応変にこれに対応すると。前段申し上げ

が党は率直に言つてこの十日間余り前から頭を痛めておりまして、このままでは国会の責任が果たせることかといふことを実は痛切に思ひやつてゐるというような次第でござります。

さて、二つ目の質問でございますが、今回の織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案が果たして日切れ法案であるのかどうか、大いなる疑問を私は持つておるわけであります。この委員会も日切れ法案を処理するため開かれた委員会であります。どうも年度内、すなわち三月中旬に成立させなければならないという必要性が考えられないであります。

疑問点の第一は、織維法の期限切れが今年六月三十日で、それまでまだ今から三ヶ月間の期限が残っております。

第二は、本法の附則第二条に、「六月三十日までに廃止するものとする」と規定されているのでございますが、仮に期限の延長措置がとられなくとも、法律上の廃止手続がとれなければ、法律そのものは失効しないということが今まで政府の解釈であったわけです。

第三の疑問点は、予算関連法案だと言われながらも、本予算そのものがいつごろ成立するのか皆目見当がつかないという状況ではないですか。

そういうことでござりますので、なぜ日切れ法案として今月中に成立させることが必要であるとねという政治原理、原則を実は申し上げたわけでも、このことは与党の議員各位も皆さん同意見であります。しかし、ましてや野党の皆さんもそういふことでやれど、こういうことであろうと思いまして、どうぞ四月一日以降の同法の施行につきまして、格段のまた御指導、御鞭撻を賜りますようにお願いを申し上げておく次第であります。

○福間知之君 消費税問題はあと四日、四月一日から実施ということでございまして、国会の方も御案内のとおりの本予算の審議がストップしましたまでもあり、野党という立場でも、この問題にどう対応することが國民の立場で期待されているんだろうかということを悩んでいるんです。特に我

が日程といふものは、年度内の今月中に成立させないと、四月から国政上支障を生じて國民が迷惑するという性質の法案処理のために、いわば緊急避難的に設けられたのがこの法案処理の日程なんあります。そこで、織維法をなぜ慌ただしく処理をしなければならないのか。リクルート事件捜査の今後の進展いかんによりましては、昨日も真藤起訴が決まりましたようですが、四月以降の国会の長期空転を予想してのこととございましょうか。あるいは先ほど申したように、内閣總辞職あるいは衆議院解散など会期末までに不測の事態が起ることを懸念してのこととございましょうか。もし この法案がそのまま受けまして審議未了に終わりますならば、六月末に期限切れとなつて死に体の法律になつてしまふわけであります。このような点が心配としてございまして、厳密な意味での日切れ法案ではないけれども、準日切れとか日切れ扱いというふうな姿でこの法案を国会対策上安全運転を期してこの日程の中で消化したいと考えられたのではないか。まあ今申し上げた後段の方は多分に政治的な配慮を申し上げたのですが、これらの点について、一言で結構ですか、大臣の御答弁をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 具体的な本法律成立をお願いしております諸事情については、担当局長からくかくしかじかとすることで御理解を得るといたしまして、重要な政治的背景でありますが、長期空転が予想されるということであります。この点は一面さよなことも予想される。しかも、国家予算といふものは國民生活に極めて重要な関連を持ちますという意味で、前段のリクルート問題解明という問題と予算の問題といふもの並行審議が、与野党の信頼関係がそこに確立をされれば食い逃げしていくのではないかといふ問題についてまた明確な回答が出てまいりますから、国家予算という各党ともに国会の最大の責務である予算審議、決定という問題についての取り組みが明確になりますれば、決してさよな

す。かつてない好調を維持しておるという日本産業界の中におきまして、この織維業界が川上、川中、川下という分野において輸入の急増、需要の多品種・少量・短サイクル化の急速な進展等厳しい環境変化に直面をいたしておりますということは御指摘のとおりでございます。

このよくな中にあります織維産業を活力のある産業として発展をさせてまいりますためには、ただいまの需要の傾向に敏感に対応する実需対応型供給体制を構築することが必要である。こんなことどもの中で、そのためには本法案、それぞれ具体的な内容を盛り込ませていただきながら、何としても、御指摘のように、我が国産業を支えてまいりました伝統文化的な日本の基本的な産業であったことは御指摘のとおりでありますので、これを引き続き活性化せしめることが政治行政の基本的な役目であろう、かようなことで法律改正をさせていただきまして、新たな装いの中で提案をさせていただきましたわけでございます。

○福間知之君 ところで、もう一点、今のお話にもありましたように、今までの織維産業対策といふもの、そしてその評価について、今の時点で、当局はどういうふうにお考えになつておられるか。織維産業は、近代産業といたしましては最も古い百十年余りの歴史がござります。我が国の近代化とともに歩んできたわけでございまして、大臣も指摘された戦前においてはまさに基幹産業でありました。戦後は復興期から高成長期の前半までは産業の、経済の中心的な扱い手あるいは外貨獲得、国民の衣料提供等の役割を果たしてきたわけであります。他方、織維産業は、戦後、昭和二十年の生産設備調整以来一貫して織維産業政策は積極的に実施されてきたと思うのですが、主な対策の流れ、そしてまた今の時点できれいに評価しておられるかお伺いをします。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生御指摘のとおりでござります。川上、川中、川下の各分野においては、産業の、経済の中心的な扱い手あるいは外貨獲得、国民の衣料提供等の役割を果たしてきたわけであります。

さらに三十九年に織維工業設備等臨時措置法という法が導入されまして、過剰設備の処理と労働不足に対応するための合理化投資を促進してきたという歴史がございます。

さらに四十二年になりまして特定織維工業構造改善臨時措置法というのが制定されまして、ここで特定織維工業という名前になりますように、四業種——紡績業、織布業、メリヤス、染色業というものをとらえまして、これについての過剰設備の処理と設備の近代化を進めてきたということがございます。

この法律が土台になりました、四十九年に織維工業構造改善臨時措置法、いわば全面改正の形で四十九年に現在御審議いただいております法案の母体ができたということがございます。ここでは異業種による知識集約化を主眼とします構造改善を進めてきたわけでございまして、これらの対策によりまして新商品の開発等が行われ、時代時代にそれぞれ織維産業が対応してきたといふことでござります。

今後ともこのような環境変化に注目しつつ、織維産業対策を進めてまいりたいということで今回の法改正をお願い申し上げている次第でございまます。

○福間知之君 そのとおりだと思うわけであります。したがつて、私も織維産業を今日の時点でお見えますと、将来に向かって明るい見通しというようなものを持った産業としてさらに進展をさせていかなければならぬ。アジアNIES等では織維産業においては新鋭設備の導入が盛んでありますし、我が国では逆に設備の老朽化が著しいのではないかというふうにも思つております。今後、アジアNIESに対抗していくために、我が

ざつと振り返らしていただきますと、昭和三十年に織維工業設備臨時措置法というものが制定されました。そこでは設備の登録及び過剰設備の処理ということで、織維製品のあるいは輸出秩序の維持を図るということをねらいとしておりました。

さらに指摘しているような特性を持つているわけですが、その点プラス、マイナス両面が考えられるわけですねけれども、今日このようないつてどういうふうに考えればいいのか、また、今後これらの特性はどういうふうに変化をしていくだろうか、お伺いをします。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生御指摘のとおりでござりますが、その点プラス、マイナス両面が考えられるわけですねけれども、今日このようないつてどういうふうに考えればいいのか、また、今後これらの特性はどういうふうに変化をしていくだろうか、お伺いをします。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生御指摘のとおりでござりますが、その点プラス、マイナス両面が考えられるわけですねけれども、今日このようないつてどういうふうに考えればいいのか、また、今後これらの特性はどういうふうに変化をしていくだろうか、お伺いをします。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生御指摘のとおりでござりますが、この産地で生産額の約六割を占めると、他の産業に比べますと、生産、流通構造が極めて複雑である、あるいは産地性が非常に高いというのが特徴でございます。また、企業の零細性につきましても、九三%ぐらいの企業が十九人以下ということで、この点においても際立つたものであり、また販加工形態を持つておられます。したがつて、先ほど御指摘の二百八十万

人、約百七十の産地に展開されていると私ども考えておりますが、この産地で生産額の約六割を占めると、他の産業に比べますと、生産、流通構造が極めて複雑である、あるいは産地性が非常に高いというのが特徴でございます。また、企業の零細性につきましても、九三%ぐらいの企

業が十九人以下ということで、この点においても際立つたものであり、また販加工形態を持つておられます。したがつて、先ほど御指摘のとおりでございま

す。これがどういうふうに織維産業にメリット、デメリットを及ぼしているかということについて若干考察してみますと、生産、流通構造の分断性ということは、一面では分業の利益を生かせるといふメリットもございますが、他面、需要情報が

上流、川上へ流れ、これがうまくいかない。そのためには各段階で仮需依存の生産体制になつていまつて、今回の法改正の骨格になつております。

それから、産地性について考えてみますと、一カ所にまとまつておられることが集積のメリッ

非常に伝達しやすいというメリットはあるわけですがござりますが、逆に言いますと、企業の没個性化といいますか、過当競争性を同時に内包することになるという欠点もございます。

また、企業の零細性につきましては、やはり変

化への対応力が損なわれるということは御質問のとおりでございます。

それから、貯蔵加工の点について考えてみますと、個別企業の限られた能力の範囲内で効率的な生産を追求することができる。その点は貯蔵加工のメリットでありますけれども、逆にこれは過度に依存するという親企業依存本質が出てしまうというような問題点があるわけでございまして、それぞれやはりメリット、デメリットがあるというふうに考えております。

今後、このような特性はどういうふうに変化していくかというのが御質問のポイントかと思うのでございますが、なかなか予測しがたいというのが率直なところでござりますけれども、需要面、技術面の諸要因の変化によつていろいろ変化をしてくるというふうに思つておりますが、やはりこの繊維産業の特質といつもの是一朝一夕に変わるものではございませんので、そのメリットを生かし、デメリットを克服するという形で、しかも先ほどお出しております内外の環境変化に的確に対応できるよう新しい繊維産業対策を今後とも積極的にお進みくださいたい、このように考えておる次第でございます。

○福岡知事 総務省のお答えで、その限りにおいてはよくわかるわけでありますけれども、そこで、私たちも十分知つておらないわけでございますが、繊維ということになりますと、我が国でもそうですが、特にイギリスとかイタリーとか、あるいはまたフランスとかいう諸国での繊維産業の大まかな移り変わりというか、そういうようなものも通産当局としては調べておいでだと思うのですが、特に我が国と大きな違いとあるんですか。

○政府委員(岡松壯三郎君) フランスにおきまし

ては、ファッショングの中心ということで長く繊維産業をリードしておられるわけでござりますが、今御指摘のございましたイタリーについて見ますと、むしろ当初はフランスの下請的な形で、しかし、イタリー自身はローマ以来あるイルネッサンスの文化を持つているという背景のもとに、そこで次第に下請から脱して独自のファッショング、繊維産業が育つような環境になってきたというこ

とでございまして、ここ十五年と言うとちょっと決めて過ぎかもしませんが、近年イタリアが

新しいファッショングの中心に育つてきている。これを支える繊維業、染色業、織物というようなものが個別に育つてきておりますし、さらにそれを進める政府の政策も進められているということでございまして、ヨーロッパにおきましては、現在、ロンドン、パリ、ミラノというのがファッショングの中心として位置づけられている。そのほか、アメリカでございますが、ニューヨークがもう一つの中心であり、さらに日本、東京がこれにどこまで伍していけるかというのが世界の國式かと存じております。

○福岡知事 繊維産業というレベルと、今お言葉にもありましたけれども、ファッショングというふうな言葉が出てきましたが、私も青山、原宿に住んでいるものですからね、まあ目を見張るよ

うなファッショング、ちょっとついていけないなど、こういうファッショングが流行してしまったわね。お店だってそういう店がたくさんござります。ところが、我々はもうついていけないような感じがするんですけれども、今御説明がありましたし、今回この法律提案でもねらいの一つが、そういうものといわゆる産業としての繊維業をどう結びつけていくのかということが一つの重要な視点として提起されているような気がします。

そこで、実需対応型供給体制という言葉が使われているんですけれども、構造改善の理念として

そういうことを構築していくこととのよう

ですが、どうも実需対応型供給体制という言葉の響きはわからぬものであります。中身がもう一

つぶんとこないんですね。一体どういうことをここで考えておられるのかということをお聞きをしたいんです。

○政府委員(岡松壯三郎君) 実需対応型供給体

制、需要のないところに供給はないわけでございまして、何を今さら当たり前のことをというふうにお考えになられるかと存じますが、先ほど申し上げましたように、繊維産業は非常に多段階になつておりますから、各段階で仮需の生産

ををしていかないと最終需要に間に合わないという

ことを御説明さしていただきましたが、そういう

仮需依存型から少しでも脱却できないかというこ

とが大きな課題というふうに受けとめておるわけ

でございます。

具体的にもう少し説明をさせていただきますと、川下の需要に結びつきながら消費者の需要というものを的確に把握する、これが繊維産業のまず基本であるというふうに思つておりますし、さらに商品企画に携わる者の感性を十分生かして消費者

の潜在的な需要を顕在化させていく。すなわち、着たいという物を消費者の需要に合わせて新しい

製品を供給していくということが大事であろうと

いうふうに思つているわけです。しかも多様な品

目につきまして適切な価格で、しかも消費者の着

たいという納期に合わせる。繊維製品は、御質問

のとおり、シーズンでございまして、シーズン

の外れに幾らかいい物を出しても相手にもされないと

いうことで、消費者の需要に合わせてタイミング

よく出していかなければいけない。それが先ほど來

御説明しております分断化された生産工程という

ことを考えますと、川上から川下まで流れてくる

間に時期を失してしまってはいけない、流行おく

れになつてはいけないと、ところから、川下情

報、すなわち実需的確に対応できるような全体

の供給体制をつくり上げようというのが今回のね

らいでございまして、それを実需対応型供給体制

と名づけたわけでござります。

○福岡知事 法律の中身は、したがつてこれか

対応、つまり供給から需要者に届くまでの時間のスピードアップ、あるいはまたその間のニーズに応する敏速性というふうなことが指摘されています。ところで、今の繊維産業は、昭和四十九年に成

立しました法律、すなわち繊維工業構造改善臨時措置法に基づきまして垂直的な連携、つまり異業種にまたがる企業の連携による商品開発力の強化

あるいは高付加価値化の追求とということに重点を置いて構造改善が推進されてきたわけであります

が、この現行法の実績、また現行法の不十分な点についてどういうふうにとらえておられるわけですか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 現行の繊維工業構造改

改善臨時措置法は垂直連携グループによる商品企

画力を高めるということをねらいとしたておりま

して、四十九年度から六十三年度までに既に百

七グループ、企業数で申し上げますと一万五百六

十三企業がこの構造改善事業を実施いたしておりま

す。こうした構造改善事業の実施グループにつ

きましてその実績を見ますと、それぞれ新商品の開発等の面で一定の成果をおさめているといふ

ことで、目的はおおむね達成しているといふ

と考えております。

しかしながら、先ほど来お話を出ておりますよ

うに、現在の繊維産業をめぐる環境は極めて厳

しいものになっておりまして、こうした中で繊維産

業を新たな環境に対応できるように切りかえてい

かなければならぬ、より実需に即したものに、

実態に即したものに切りかえていく必要があると

いうところから今回の制度の見直しをすることといたしましたわけでございます。

○福岡知事 そこで、構造調整についてお伺い

したいのですが、今後のNIES等の追い上げに

よりまして、我が国の繊維産業は量的な面では縮

小が予想されておるのじやないかと考えます。

もし今後、輸入増がさらに進むことになつて繊維産

業の縮小、例えば雇用の減少、出荷額の減少とい

う事態に立ち至つた場合に、地域経済におきまし

では産業調整が進行していくことになると考えられます。通産省は、この織維産業のド拉斯チックな構造調整ということに対してもう一つ政策的な受け皿といふようなものを用意しておられますか、それらに関連した見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡松壯三郎君) 事業者の転換対策ということでございますが、どういう分野に転換していくかということにつきましては基本的に事業者が決定することと、判断することということがとくと存じます。

御質問のどういう受け皿を用意しているかということでございますが、産業調整政策といつしましては、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づきまして低利融資あるいは保証、税制等の政策を講じておりますし、これによりまして転換を図っております織維業者といふものは製造業者全体の約三分の一を占めているという状況にございます。また、同法で認められておりましても、織維が転換円滑化計画の承認件数で見ましても、織維が四分の一を占めているということも单年度予算においてお願いをいたしておりますところでござります。

また、特定地域中小企業対策臨時措置法に基づきます新製品、新技术開発等の事業を実施するための施策を拡充していくことなども单年度予算においてお願いをいたしておりますところでござります。

○福間知之君 ただいまの御説明では、関係法律によりまして低利融資とか税制等の配慮をしながら、だがみずからが決断をしてやつていくことなどなど、こう言う。それはそのとおりだと思うんですけれどもね、事業転換とか新分野への進出等、一口で言うと簡単なんですねけれども、なかなかこれが実際には困難をきわめるわけでござります。そこで、通産当局が想定しておられる転換先とか新分野という産業はどういうものなんだろか。これは少しお答えしくいかと思うんですけど

れども、やはりある程度転換を考えている、新分野への進出等を考えている企業家たちには、おぼれの者わらをもつかむじやないですか。それとも、何か有益な示唆を与えてあげなきゃならぬという場面もあるうと思つて、そういう面も私はあります。今はやりのハイテク分野といえばそれまでございますけれども、なかなかそれは技術や設備の面でちょっと追いつかないだろうということもあります。考えられるわけですから、何かそういう転換をしていく方向を考えておられますでしょうかね。

○政府委員(岡松壯三郎君) 織維産業の事業転換先、新分野がどの辺かということを具体的に指示すというのはなかなか難しい問題でござります。事業者の置かれた経済環境あるいはその事業者が持つてゐる経営資源によって基本的に事業者みずからが選択をするといふのが方ではありません。また、彼らが判断をするに当たつて参考になるように、過去の例としてどういう成功例があるか、どういう失敗例があるかということは調査結果を示すようになつております。ただ、彼らが

はないかといふうに思つております。ただし、それも判断の一助になるのであります。

具体的に一、三成功例でお話し申し上げますと、染色業から今先生御指摘のハイテクの一部であります電子管製造業へ移つたといふのがござります。これは非常に成功した例でございますが、やはりこの例について見ますと、時期を失するこ

となく最先端技術を持つ成長産業へ転換したこと、やはりこの機敏な経営者の判断ということが成功のポイントではなかつたのかといふふうに思つております。

また、失敗例を逆に一つ御披露させていただきますと、織物業者が冷凍のすり身製造業に移つたという例がござります。これはうまくいかなかつた例でござりますが、これは瀬戸内においてます地場の利益を生かしてといふことが経営者の判断であつたわけでござりますが、既に成熟産業であったことと、それから生産計画に見合わない過大な投資をした、それがまた資金負担として出てきたといったことでもあります。

○福間知之君 ただいまの御説明では、関係法律によりまして低利融資とか税制等の配慮をしながら、だがみずからが決断をしてやつていくことなどなど、こう言う。それはそのとおりだと思うんですけれどもね、事業転換とか新分野への進出等、一口で言うと簡単なんですねけれども、なかなかこれが実際には困難をきわめるわけでござります。そこで、通産当局が想定しておられる転換先とか新分野という産業はどういうものなんだろか。これは少しお答えしくいかと思うんですけど

きたというよなことで、残念ながらこの場合にうまくいかなかつた。やはり技術的に関連のない分野への転換ということ、あるいは準備が十分な構造調整といふふうなものを用意しておられますか、それらに関連した見解をお伺いしたいと思います。

○福間知之君 非常に貴重な実績をお聞かせ願つたんですねけれども、多分に地域の特性がございまして、各通産局等では当然のこととして関係事業団が転換マニュアルというものをつくりまして、これをいたしておられると思うんであります。しかし、なかなか難しい問題でござります。たんでも、そういうことは非常に有益に今まで作用してきておりますか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 具体的には中小企業が国の大綿産業の製造加工技術の中にはトップレベルのものが多数ござります。一つは極細纖維。これは〇・〇〇一デニール程度の非常に細いものでござりますが、この製造技術。それから多種多様な素材の特性を生かした製織技術。これは機械産業に大きく依存してまいりますが、そういうもの。それからCAD、CAMと言われますコンピューターを利用したデザインあるいはその製造過程といふものが多く取り入れられているといふ点でござります。

しかしながら、織維産業をめぐる環境はまことに厳しいものがございまして、このよな環境変化に即していくためには、やはり今後はメカトロニクス技術等をこの織維産業にも取り入れていくという不断の技術開発努力が必要であるというふうに考へておる次第でござります。

○福間知之君 次に、いわゆる日韓二ツ摩擦につきましてお伺いをします。

セーターあるいはカーディガンなど韓国製ニット製品のダンピング問題をめぐりまして、日韓二ツ摩擦は昨年の十二月に両国の業界の話し合いによりまして決着を見たのであります。その決着の内容は、韓国側が輸出価格の監視制度を設ける、さらに輸出数量を八九年から三年間前年比%の伸びに抑える、これらに対応して日本側のダンピング提訴を取り下げるというものだと承知をしておりますが、すなわち韓国側が輸出の自主規制を行うということで一応の決着を見たわけであります。この問題につきまして、通産省は自主規制方式を積極的に推進してきたものと承知をして

おりますが、そういうことなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(岡松社三郎君) 御指摘のニットの韓国からの輸入問題につきましては、八六年に対前年四二%、八七年は二六%増、昨年は六一%増ということで極めて高い伸びを示してきたわけでございまして、これが我が国のニット産業に非常に大きな影響を及ぼしているということから、昨年來業界レベルあるいは通産省と先方の商工部といふところで話し合いが持たれてきたところでございます。

実は韓国政府は昨年の七月に輸出推薦制度という自主規制措置を発表いたし、実施したわけでございますが、その実施状況につきまして見ますに、どうも対日輸出秩序維持化ということにおいて具体的な手がかりが得られない。すなはち輸出推薦制にもかかわらず、数量は増加し続けているというような状況にござります。御存じのように、ネット工連がダンピング提訴を行つたという事実があつたわけでございませんけれども、韓国政府といたしまして、ぜひ当事者間での情報交換を持ちたいという要請がございまして、その要請を受け通産省として国内事業者に伝えたということから、先生御指摘の会合が五日間にわたつて持たれ、情報交換がみつかり行われたわけでございます。

今回の情報交換によりまして、韓国政府が先ほど御指摘のとおりの自主規制措置をとることになりましたことは、韓国政府側がこの対日輸出秩序の維持を重視し措置をとつたということのあらわれであるということで、通産省としてもこれを評価しておるところでございます。

○福間知之君 今お話をありましたように、岡松

生活産業局長は、當時、当事者間での解決が一番

よいと思っていたということで、これを歓迎する

意向を示されておつたわけですが、今後、しから

ば通産省は、繊維のほかの製品についてもこのよ

うな摩擦が起きた場合に、自主規制方式がとられ

ることが望ましいというふうな考え方をお持ちな

んでございましょうか。

○政府委員(岡松社三郎君)

御存じのよう、膨

大な黒字を抱える、七百七十億ドルぐらいに達する黒字を持っております我が国の通商政策の基本は、今後ともやはり輸入の一層の拡大、自由貿易主義を維持強化することにあるというふうに考えておる次第でございます。他方、秩序ある輸入の実現ということは、この自由貿易主義を維持するためにも必要であるというふうに考えておりまして、特定の品目の輸入の急増によって国内産業に重要な被害が生ずるというような場合には、輸出国との情報交換を進めるというような対策を講じていく必要があるというふうに考えておる次第でございます。

特にこれに不公正貿易、ダンピングということが行われているという場合には、これは今御質問の繊維の他の製品につきましても、アンチダンピング提訴が行わされた場合には、政府といたしまして公正かつ円滑な審査を進めていく所存でございます。

○福間知之君 なるほどおつしやるとおり膨大な黒字を蓄積している我が国としては、対外的に製品輸入の促進を打ち出しておるわけでございまして、途上国からの要望もこれあり、途上国への輸出産業育成という面でも協力をしていくべきやならぬ、こういう立場にあるうかと思うわけです。

したがつて、先般のニットの輸入急増をめぐりまして日本の繊維業界は当初繊維製品の輸入規制に当たる国際織維取締、MFAの発動を要求しておつたと思うんですけれども、通産省は不公平貿易に適用されるダンピング提訴というものに押しつぶめておつたのは、やはり先ほど言つたような

我が国の今日の国際的な経済の中における貿易黒字その他の立場があるからだと理解をしているわけでありますけれども、これは単に途上国と我が国との関係だけじゃなくて、現にアメリカと我が国との関係ではハイテク分野において既にこのことが行われておるし、自動車においてもそうです。

今後また、これはどのような展開を見せるか予測

がつきません。だから、自主的な話し合いといふことで利益を分かち合うということが適切かなと

思うんですけども、これはまた、見方によれば形を変えた一種の国際カルテルじゃないか、こういう指摘もなきにしもあらずです。非常にかじ取りが難しいものと思いませんけれども、何せ生きた擦を惹起しないように、また相手方にも秩序のある貿易ということで、これはひとり政府だけじゃなく

今後とも関係業界が恵みを受けるながら、摩擦を惹起しないように、また相手方にも秩序のある貿易ということで、これはひとり政府だけじゃなく

いつでも必要であるというふうに考えておりまして、特定の品目の輸入の急増によって国内産業に重要な被害が生ずるというような場合には、輸出

国との情報交換を進めるというような対策を講じていく必要があるというふうに考えておる次第でございます。

特にこれに不公正貿易、ダンピングということが行われているという場合には、これは今御質問の繊維の他の製品につきましても、アンチダンピング提訴が行わされた場合には、政府といたしまして公正かつ円滑な審査を進めていく所存でございます。

○福間知之君 なるほどおつしやるとおり膨大な黒字を蓄積している我が国としては、対外的に製品輸入の促進を打ち出しておるわけでございまして、途上国からの要望もこれあり、途上国への輸出産業育成という面でも協力をしていくべきやならぬ、こういう立場にあるうかと思うわけです。

したがつて、先般のニットの輸入急増をめぐりまして日本の繊維業界は当初繊維製品の輸入規制に当たる国際織維取締、MFAの発動を要求しておつたと思うんですけれども、通産省は不公平貿易に適用されるダンピング提訴というものに押しつぶめておつたのは、やはり先ほど言つたような

我が国の今日の国際的な経済の中における貿易黒字その他の立場があるからだと理解をしているわけでありますけれども、これは単に途上国と我が国との関係だけじゃなくて、現にアメリカと我が国との関係ではハイテク分野において既にこのことが行われておるし、自動車においてもそうです。

今後また、これはどのような展開を見せるか予測

かお聞きをしたいと思います。

構造改善計画の作成主体という点で、第四条

の関連

という表現から「相互に密接に関連」という表現に変えております。これはどういうイメージで理解をしたらいいのかお聞きをしたい。

もう一点、これまで知識集約化ということで異業種間の連携が推進されましたが、具体的には商品開発センター、現在二十一ヵ所あるそうですが、この設置が計画の目玉になつていていたのでございませんが、今回の改善事業の目玉は一体何なのか。また、それはどういう機能を期待しているのか。さらに最近の構造改善事業の実施状況を見てみると、いま一つ伸びていないのではないかと感じられますが、いかがなものでござりますか。

○政府委員(岡松社三郎君) まず第一点の、「事業が相互に密接に関連している場合」ということ

で省令で規定することになつております点でございませんが、これは実需対応型補完連携といふこと

で考えておりまして、これは現在の垂直連携要件に加えまして、繊維製品の製造、加工、販売に関しましての商品企画力あるいは情報収集力等、そ

の他の機能を補完することにあるということでござります。

○政府委員(岡松社三郎君) 御指摘のとおりございまして、設備の登録制につきましては、答申に当たりましても、従来からの批判を踏まえまして、制度の漸進的な改善を図るという方向で対応を進めてきたところでござります。

今後この制度の批判の源泉といいますか、批判が起きますのは、やはり現状固定的な仕組みになつて企業の設備の近代化、合理化を阻害する。し

たがつて、業界の構造改善を妨げることになるの

ではないかという指摘があるわけでございまして、当省といたしましても、この答申の趣旨を受け、制度の漸進的な改善を図るという方向で登録

制の見直しを進めてきたところでござります。

○福間知之君 次に、今回の改正点について幾つ

質問の第二点の、従来は商品開発センターといふことを中心に据えていたわけでございますが、商品開発センターについてはそれなりに成果を上げてしまひましたが、今回の場合には、これだけ

に限らずに、より広く繊維産業の構造改善に即したものといふことで広く事業の対象をとらえよう

いうことでござります。

具体的に例を挙げさせていただきますと、今までの新商品の開発事業に加えまして、例えばホストコンビューターを置くことによって需要動向をつかむ、あるいは商品の在庫、生産状況を常時管理できるようにするというのが一つの例でございます。

また、わかりやすい例をいたしまして、共同配送センターみたいなものを設ける、そこで原料の一元購入あるいは商品の一括出荷をするといったようなものも、そういう在庫管理を補完し合つているという意味で一つの事例になるのかと存じます。今後、このよくな形で出てくるものを実需対応型補完連携ということでとらえていきたいというふうに考えております。

過去の事例といったしましては、先ほど百七グループ、一万企業を超える企業が参加しているといふことを申し上げましたが、このよくな形で現在までのところ多くの従業員も参加し、かなり年度ごとにあえてきてるという状況にございます。

○福間知之君 三つ目に、この構造改善計画の効果は果たしていかんということでお聞きをしますが、規模におきましても、技術力におきましても、販売力におきましても、いわゆる中小性の強い産地の織維工業は、リーダー的企業を中心としたしまして実需対応型の連携を行うということは大変結構かと思います。今後我が国の産業政策の一つのモデルとも考えられるわけであります。しかし、制度をつくつても、思つたような効果が果たして期待できるかというと、必ずしもそうはいかない。運用面での配慮が必要でありますし、同時に、何としても連携すれば事足りりということがあつてはならないと思うのであります。結局リーダー的な企業による系列化につながるという危険、危惧も一面において生じてきます。それについて適切に対応する必要があると思いますが、この点を三つ目にお聞きします。

それから四つ目には、構造改善円滑化計画の内容でございますが、商工組合などが構成員の改善事業をサポートするため、商品あるいは技術の開

発、人材の育成、情報提供等を行ういわゆる改善円滑化計画、これを創設されましたが、この内容はどういうものでございますか。また、新たに創設した理由はいかなるものでございますか。

○政府委員(岡松壯三郎君)

第一点の、産地で提携するリーダーが出て系列化につながるのでは

いかないという御懸念でございますが、今回考えております実需対応型補完連携という場合には、事業者がそれぞれの特性を生かして必要な機能を有無相通じ合うようにグループを形成していくこうと、いうことを考えておりまして、企業間の系列化をもたらすものではないというふうに考えております。ただ、実施に当たりまして御懸念のような点がござりますので、従来同様都道府県の担当者を含めた指導援助委員会というのが制度として設けられておりますが、この委員会の場を通じて随时指導、助言を行ふことによりまして、系列化の進展等、構造改善事業の本来の趣旨に反するような事態が生じないようよく見ていくたいというふうに考えておる次第でございます。

また、第二点の構造改善円滑化事業はいかなる内容かということでございます。

この点につきましては、個々の事業者がグループを形成して構造改善事業を行ふわけですが、これがどこでは行い得ないようなものをそ

の母体である組合、産地組合が主でございますが、商工組合の形態をとるもの、企業協同組合の形態をとるもののが考えられますけれども、産地全体で個々のグループをサポートしてあげるような事業、これを構造改善円滑化事業といふように名づけたわけでございます。

具体的にはどうものか二、三例を挙げさせていただきますと、新商品、新技术の開発のための円滑化事業いたしましては、新たな系の研究試験研究を実施するということが一つ、あるいは人材の養成という面ではCAD、CAM等を導入

していくグループが考えられるわけでございますが、これを操作できる専門技術者ということになりますと、個別の中小企業が育成をするというの

は難しかろうと思いますので、それを母体である産地組合の方で受け持つというのも一つの例でございます。

以上のような形で、個別の中小企業者がつくる

構造改善事業を下から支える形で産地の組合が行う事業を円滑化事業ということで、これにつきましても所要の支援措置を考えておる次第でございます。

○福間知之君 今の御説明のような産地の組合が主体になって進めていく円滑化計画ということのようですが、事前に既に幾つかの産地、現地との話し合いといふか、そういうものもある程度はもう済ませておりますか。

○政府委員(岡松壯三郎君)

今回のこの法案をまとめるに当たりまして、実は昨年の十一月まで約一年間織維工業審議会、産業構造審議会織維部会という両部会の合同部会の形で一年間議論をいたしました。この下に六つほどグループをつくり六回を超える会合を持ったわけですが、この過程で地元の意見を十分吸い上げてきておりましたし、また具体的に委員の方が現地の視察をするというような形で調整を行つておりますが、この回最終的にまとめました構想につきましても既に話し合いをいたしておりまして、現地、業界といつたしましては、導入の制度が固まつた暁には早急に取り組みたいという要望が届いてきておりま

す。

○福間知之君 それなら結構かと思うんですね。我々も法律を一日も早く成立をさして期待にこたえるというかいがあるうといふものでありますて、ぜひひとつ今後とも努力を要請しておきたいと思うんです。

次に、織維リソースセンターに関連して幾つか聞きます。

なかなかいい名前を考えるもんですね。日本語じゃ支援センターとやばつたくなるんですけども、これまでにも業界などで設置している産業会館などがあるわけですね。また、京都市の場合のように市と業界団体で資金を出し合つてつくった産業情報センター、こういうのがございます。そして情報の収集、提供、情報交換などを行う組織はその他にも幾つかあるわけですが、新たにリソースセンターをつくる意義、業務の新規性、そしてまた効果、こういうふうにお考えでございますか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 御質問の織維リソースセンター、法律上は織維工業高度化促進施設と名づけさせていただいておりますが、このような施設を織維の産地また消費地にも設置したいといふふうに考えておるわけでございます。そのねらいとするところは、この施設を通じまして産地の商品企画力、情報収集力を増そうということでございまが、具体的に申し上げますと、織維製品の母体である組合、産地組合が主でございますが、商工組合の形態をとるもの、企業協同組合の形態をとるもののが考えられますけれども、産地全

も、リソースセンターなんという通産省の考え方すネーミングはまあ立派なものですね、中身はどうか知りませんけれども。

今回のこの改正の柱にいわゆる織維工業の高度化を促進するための施設として織維リソースセンターの設置があるわけですが、まず、産地にはこれまでにも業界などで設置している産業会館など

ここをこう直してほしい、こういう色は出ないかというようなデザイナーと産地の業者の方との意見交換の場ができるれば、これはもう大変便利だという話が発端になりますてこの構想をまとめ上げたわけですが、そういうことに加えまして、織維の製品加工の技術あるいは意匠、需要動向等も収集いたしますし、また織維業者の悩みでございます後継者育成のための研修所としてもこれを活用していきたいというふうに考えておるわけでございまして、このような設備をつくるために必要な支援を織維工業構造改善事業協会において、またそこでの指導、助言を加えるということでお全体構想をまとめ上げておるわけでございまして、これによりまして、最初に申し上げましたように、産地の活性化、商品企画力、情報収集力が一段と強化されることになるというふうに考えておる次第でございます。

○福間知之君 千何百カ所を回つて調べて歩くといふことも大変ですし、さりとてまた一ヵ所に集めて情報の収集あるいは交換、こういうことも必要だとおっしゃいますが、それも一面そのとおりでございますけれども、何せそれは言うものの各企業非常に競争関係にあるといふことも考え方なりません。どこまで通産省の思惑が貫徹しているのかが疑問なしとはしませんけれども、要是運営面でしたがつて血の通つたやり方を考えなきやならない。今まで地域開発におきまして、特にテクノポリスなどで野原の真ん中にセンターができるとおっしゃいますが、それも一面そのとおりでございますけれども、何せそれは言うものの各セントラルがネットワークでつながれること、産地間もつながれる、消費地ともつながれるということが情報交換の非常にポイントになるのではないかというふうに思つております。また、そこには専門の人があいてそれをうまく運営していくといふことが大事でございますし、織維産業について極めて過去の情報の蓄積が進んでおります織維工業構造改善事業協会からの的確なアドバイスということも期待しております。

○福間知之君 いざれにしましても、このリソースセンターは構想として大変よいものでないかと思うんですが、単なる天下り先の拡大ということにとどまらず、実効性のあるものにするために、運営方法に十分注意してかかつてもらわなきゃならないのではないか、こういうふうな気がします。

それから、單なる衣類の展示館におきましても、年に一、二回のイベントのホールとなつても、高度化という目的とはほど遠いものではないか。あくまでも積極的な情報の仲介者という役割を担うことが必要であると考えますが、情報交換を具

体的にはどういうふうにして推進していく必要があるんだろうかなということに思いをいたさなければならぬと思つております。何かそちらについて過去の経験からのアイデアがございますでしょうか。

いきたいというふうに考えております。

具体的な定員はどのくらいかという点につきま

す。

最後に、電力料金の問題についてちょっとお聞きをします。

九

する。最高水準というのはおかしいな、世界一高い資企業、利用料金の使途、次年度以降のセンターの拡充計画、どのくらいの予算、最終的には全国でどのくらいの数が設置されるのか、何年間ぐらいたて第一期計画を想定されておるのかといふようにわたつて第一期計画を想定いたしておりますが、平成元年度は三ヵ所の設置を予定いたしております。これにつきまして産業基盤整備基金からの出資及び開銀からの無利子融資等の資金の確保につきましてお願いをしておるところでございます。

○政府委員岡松壯三郎君 先生御指摘のようにな、このリソースセンターにつきましてはいかにそれが活気ある形で情報交換が的確に行われていくかということがポイントであろうというふうに思つておるわけでございまして、そのためには各センターがネットワークでつながれること、産地間もつながれる、消費地ともつながれるということが情報交換の非常にポイントになるのではないかというふうに思つております。また、そこには専門的人があいてそれをうまく運営していくといふことが大事でございますし、織維産業についてのプランの効果を上げるために必要であるという意見が、各地で計画を事前にいろいろ打ち合わせてみますとそういう話でございますので、恐らく設けられる場所は市の中心地ということになりますかと存じます。

○福間知之君 いざれにしましても、このリソースセンターは構想として大変よいものでないかと思うんですが、単なる天下り先の拡大ということにとどまらず、実効性のあるものにするために、運営方法に十分注意してかかつてもらわなきゃならないのではないか、こういうふうな気がします。

○政府委員堤富男君 電力料金についてお答えをさせていただきます。

結論を申し上げますと、自家発推進という方向ではもちろんございませんで、コスト低減の方向というのが基本的な考え方だと思っております。自家発について申し上げますと、自家発といいますのは、石油の値段の安いときにかなりかかる傾向がございます。これは昭和四十六年のときからオイルショックのときまでにもやはり自家発が大変ふえた傾向がございます。自家発といいますのは、これは自分の家で使う、自家用で使うものだけでござりますから、設置につきましては保安上の観点からしか規制しておりません。したがいまして、現在大変ふえておるわけでございます。

ただ問題は、石油の値段が高くなりますが既に自家発ということになつております。

は使わなくなるということです。一方で安定的な電力というのは常に電力会社に頼つておるということがございます。したがいまして、足らなくなると電力会社に頼る、あるいは電力の質についても電力会社に非常に頼るというようなところがございまして、この自家発に頼つていくということは、将来石油の価格等の先行きが非常に不透明な中では大変問題ではないかということだと思っております。

一方、電力料金につきまして国際比較のお話がございましたが、国際比較は、各国の状況もございまして大変難しくうござります。特に為替レートというものが非常におもしろい動きをいたしますわけでございまして、例えば現在比較しますと、韓国とは約三円五十銭ぐらいの差がございますが、これを八五年、四年前の為替レートでやりますと日本の方が実は安くなるというような、為替レートというのが非常に重要な働きをしてしまうというところがございまして、比較はなかなか難しいでございます。

ただ、それは言いましても、日々国際競争で海外との競争に直面しております織維産業のことを初めとしまして我が国の産業の問題点を考えますと、電力につきましても可能な限りのコスト低減の方向での努力を続けるといふことが一番重要なと思いますし、そういう方向で、最近三年間におきまして四回の電力料金を引き下げたというのもそういう努力の一環のあらわれと思っております。

○國務大臣(三塚博君) 消費税導入に伴いまして織維産業の冷え込みが心配されるという点、私どももこの点前提として受けとめておりまして、非常に多様な取引形態がございまして、また書面契約なども、他産業はほとんど一〇〇%なんですが、わずか三〇%という特殊な諸状況などもございまして、そういう中で適切な円滑導入どうあるべきかということで、実は説明会の実施でありますとか、さらに力の強い企業がアンケートをとりましたりという指摘がございましたが、さよ

うなことによる締めつけ、そちらでやんなさいよ、こちらは受けないよというようなことが万々とあるといまなりませんので、各個別に指導、調査を行つてきましたところでございまして、さらに今後一体的なこの種業界の発展のための基本的な取り組みのポイントではないだろうか、さように考えておりますのですから、既に六十三年度補正予算についても予算措置をちようだいをいたしましたのでありますから、この点について手当てを行つてきておるところでございます。

いろいろ万般にわたりまして、天下りの問題でありますとか、実効性、全国的連携、情報の公開等適切な御指示を賜りました。こういう御質疑を通して指摘をされましたボイントをしかと踏まえながら、本法成立後の確実実施、施行ということを行つてまいります。

○福間知君 終わります。

○伏見康治君 福間議員いろいろ詳細なお話を既に質問をされましたので、私はやや大きづばなある意味で哲学的なお話を、御意見を伺いたいと思います。

私が六年前に参議院議員に初めてなりましたときにはいきなり石炭鉱山の大事故が起つて、その後三回ぐらゐつづけに毎回百人近くの方が亡くなるといったような鉱山事故がありまして、大変印象が強いわけでござります。通産省の抱えておられる頭痛の種は何であるかということを伺いますが、私のそのとき受けました印象は、どう

いりますが、私のそのとき受けました印象は、どうしてこんな大災害を起こすよ、つまり深部まで行かなければならぬような鉱山を捨てずにそれにはいるのかという感じでございまして、多くの場合、現在ある産業が悪くなりましたがためにその産業が衰退するというときに、それを保護するという保護の仕方といふのはいろいろな考え方があると思うんですが、まあその

自由主義的資本主義の立場に徹底すれば、要するにほつておいて衰えるものは衰えさせる、衰るものは興らせるというレッセフェールの思想では

ないかと思うんですけれども、どういうフィロー・フィーで、こういう産業は維持し保護してやらなければ共同行為の実施に当たつての指導、助言なども行つてきたところでございまして、問題は、そういう中を進めつつ、取引形態の近代化といふのはどういうところから出てくるのでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(岡松壯三郎君) 今回織維産業についての構造改善を新たに進めていくための法改正をお願いしているわけでござりますが、それに先立ちまして、昨年の十一月までの一年間、織維産業の今後のあり方ということについて審議会の場で議論をいたしましたところでござります。

ここで考えましたことは、やはり世界の中の日本の立場ということ、あるいは構造転換の中における日本の織維産業のあり方、あるいは技術革新、情報化の進展という中での織維産業のあり方、さらに織維産業全体としての中長期的な発展の方向という四つの観点から議論をしたわけでござりますが、その際、織維産業のまず実態として依然として二百八十九万人の従業者がいる。しかし、中小零細企業によつて占められている。また、

産地性が強いということから地方経済への大きなインパクトを持つた産業であるといふことも考えあわせまして今後の方針について議論をしたわけでござります。

基本的には、先生御指摘のとおり、民間が自発的にそれぞれの方向を見きわめ、判断をし、経営をしていくというのが基本であるわけでございまして、國といたしまして、先ほど申し上げましたように、そのとき受けました印象は、どう

いりますが、國といたしまして、先ほど申し上げました御説明したわけでございますが、その背景になれる世界経済の動向あるいは我が国が置かれた位置づけというものにつきましては、通産省といつたましても、かつてもそうでございましたが、七〇年代の通産ビジョンあるいは八〇年代の通産ビジョン、そして現在九〇年代の通産政策のあり方といふことについて議論をいたしております。すなわち、マクロについての議論を一方でしながら、さらにパックグラウンドとしては政府としての経済見通し、全体の経済計画があるわけでござりますが、それに基づき通産所管業種についての見通しを持ち、さらにそれをセミマクロにおろす

ということで個別の産業のビジョンを描き上げる
といふのが通産省がとつてゐる手法でございま
す。

今回の五年間、過去の五年間を振り返ります
と、確かに当初見通したよりも変化は急激であつ
たというのは率直にそのとおりでござりますし、
見通しがそこは至らなかつたものという御指摘は
甘んじて受けなければならぬというふうに思つ
ておりますが、今回の変化は国内、国外両方で起
つてきました。一つは、やはり対外的に見
てこれだけの円高の進展による輸入の急増、輸出
の停滞というものがかつての輸出産業であった織
維産業に非常に大きなインパクトを与えたという
ことがございます。また、国内におけるこのよう
な需要構造の変化、これは所得の向上あるいは國
民の個性化、多様化という感情、國民の消費選好
と申しますか、そういう行動の変化によって受け
るものでございまして、なかなか予測しがたい、
あるいは予想以上に急速に進むという背景もある
わけでございまして、私どもいたしましては、
そのような実態をとらえてこれに対しても確な今
後の方向を申し示し、事業者の判断の材料として
提供していきたいというふうに考え、ビジョンを
まとめ上げた次第でござります。

○伏見廉治君 次に二番目の問題に入りたいと思
いますが、少品種・大量生産時代が終わって多品
種・少量生産の時代ということで、あるいはいわ
ば本当の川下のところでの事業の方が非常に華や
かになつてきて、川上の方はある意味ではどうで
もよくなつてきたということだと思いますが、
つまり今まで国民全体が要求していた水準をより
高度なところで満たさなければならない、非常に
素材的な面で満ましまきたものをより高度なもの
にしなければならないという時期に来ていると思
うんでございますが、そういう意味で、衣類文化
といったようなものがあるとすれば、あるいは織
維文化とともに広く言つた方がいいかと思うんで
すが、そういう文化が向上した高い水準での仕事
の方へ重点を移していく。その基盤的なものはも

ういわば済んでしまつたというような考え方で対
処されていくんだと思うんですが、その高度な衣
料文化といったことは大変いいことだと思うんで
すけれども、しかし、近ごろの傾向を見ておりま
すといふと、國民の志向、高度文化に対する志向
というよりは、むしろもつと端的に言えば、要す
るにぜいたくなつてあるということではないか
と思うんですけど、ぜいたくことと文化の高
度ということはある程度並行性があるとは思うん
ですけれども、要するに堕落していくという方向
でのものではなくして、あくまでも高く上へ上が
っていくという方向の高度の文化でなければなら
ないと思うんですが、そういう点についてどうい
うフィロソフィーを持つておられるか、これは直
接大臣に伺つていいですか。

○國務大臣(三塙博君) お答え申し上げます。

伏見先生多方面にわたる学識を持たれておる先
輩でございまして、私どもこれを担当して常日ご
ろ考へる面で、ただいま御指摘のような衣料文化
とは、衣服文化とはいう基本命題にどう対応す
るかというのがこれからこの織維産業の生き延
びるポイントだということは私どもも認識を實は
いたしておりますが、少品種・少量へという発想
に、少品種・大量から多品種・少量へといふ発想
はまさにその一面をとらえておるつもりでござい
ますが、同時に、世界的にインターナショナルな
アパレルというのも一つあるんだと思うんであり
ますが、日本の長い伝統文化に支えられた衣服文
化というのは何なんだろうかということを考え
ると、優雅な平安時代の十二ひとえでありますと
か衣冠束帯というのも一つのものではあるとは
思いますが、こう忙しい現代の中における衣類文
化という点において、御指摘のように、質の時代
へ、さらに日本の文化を取り入れたものというこ
とに大胆に進まなければならぬのかなと。そういう
意味で、リソースセンターは広く世界に向けてお
ります。広く世界の知識、技術を

吸収しながら新しいものを生み出すということでお
るわけでございますが、そういう新しい流れの
中で日本的なものをより取り入れることで日本衣
類産業といふものが進むべきであろうと思います
し、そういう意味で生活文化提案型産業という位
置づけをしていくべきであろう、豊かな生活文化
がこの衣類産業によつてつくられてまいりますな
らばという願いを込めておりますし、量の充足か
ら質の充足へと、いたずらにその間ぜいたくに走
るのではなく、前段申し上げました日本の独創性
と伝統文化というものの根柢したもので衣類文化
を創造できましたならばという実は目標を高く
掲げて取り組んでいこう。そのためには知識豊富
な先生方の御指導もちようだいをしなければなり
ませんし、専門家のそういう分野の御指摘もちよ
うだいをしながら高度な文化を今日こういう押し
込められた日本織維産業の中から見出していくと
いうことが大事なことではないだろうか、こんな
ふうに考へておるわけでございまして、格段の
御指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上
げる次第でござります。

○伏見廉治君 大臣、ありがとうございました。
その方針でどうぞいろいろお考へ願いたいと思
います。

そういう伝統的な産業の中にちょっとした知恵
を入れることで非常に高度なものをつくり出すと
いう例として私は岐阜ぢょうちんのことを考へ
ますが、岐阜ぢょうちんの従来のデザインのま
ままで、時代に合いませんので需要はどんどん
減つていつたと思うんですが、野口さんといふ去
年だか亡くなつた日系アメリカ人のデザイナーが
非常にいろんなちょうちんをつくることを、つま
り近代的精神に合致したちょうちんをつくること
をなさいまして、私も愛用しておりますが、ヨー
ロッパを旅行してもいろいろなレストランの中で
至るところでの野口式のちょうちんがぶら下が
っているのを発見するんです。あのおかげで僕は
岐阜のちょうちん屋さんはすつかり助かつたんじ
やないかと思うんですが、そういう一人の知恵で

物事が非常に変わると、そういう創意工夫です
ね、そういうものを非常に大事にしなければこれ
からはいけないとと思うんですね。

ただ、そういう創意工夫をなさる方をお役所が
育てることは不可能だと思うんです。三宅一生と
か森英恵さんとかいうのは恐らく通産省が養成し
たわけじゃないと思う。そういう方が自由暢達に
働ける場所、不幸にしてそういう方々がみんない
わば外国で育つてきて日本でお仕事を続いてなさ
っているという感じ。どうも日本はそういう本當
の天才的な人を育てる基盤が非常に少ないでは
ないかと思うんですね。お役所としては、私は自
由に伸び伸びと創意を發揮できるような、そういう
環境条件をおつくりになるということが一つの
要点ではないかと思うんですが、それは恐らくな
かなかお答えが難しいと思うので、それに関連し
てお役所であることはできるとかと思うのは、そ
ういう創意工夫を育てる一つの方法は、せつかく
の創意をほかの人があねることによって、当然創
意を出した方のところに帰属すべき利益が行かな
くなる。日本人は、日本人に限らないのでしよう
けれども、よその何か売れる製品がありますとす
ぐそのまねをしたがるというものが日本では特に強
いようと思うんです。何も日本だけではなくて、
いよいよ思ふんです。何か出されたところには
例えばソニーがヨーロッパで売れ出したころには
イタリイでソミミという会社ができたりして、い
かに模倣が強いかということはあるんですが、日
本では特に模倣が強いような感じがします。

その創意工夫の利益をどういうふうにしたら守
れるかという点、つまり意匠登録とか何かいろん
な特許とかいろいろあるんだだと思ってますけれど
も、何かそれでは足りないような感じがいたしま
すのですが、何かお考へがござりますか。

○政府委員(吉田文毅君) 我が国におきまして意
匠制度は明治二十二年にスタートしておられま
して、本年でちょうど百年になります。また、その
第一号の意匠登録というものがございまして、こ
れは桐生、足利の織物じまと對して与えられてお
りまして、織維製品と意匠制度、これは長い間の

かかわり合いを持つて今日に至っております。一般的に考えましても、最近のように商品の付加価値を図り、それによりまして産業の発展を図るという世の中になりました。先生の御指摘のように、個性的なデザイン等を十分保護するということは私ども大変重要なことであるというふうに認識をしております。

このよう観点から特許庁におきましては意匠法の運用をさせていただいております。審査登録制度でござります。この審査登録制度に対しまして、最近時点でおきましては意匠登録の約30%に相当いたします五万五千件の出願が我が国の特許庁に対し年度間あるいは年間行われてまいっております。

私たちの制度によりますと、登録を認められますが、損害賠償請求に加えまして差しとめ請求、さらに違反者に対しましては刑事罰をもつて権利者の保護が図られています。私どもとしましては、このような制度の運用の適切さ、これを非常に慎重に考えておりまして、今後とも産業界のニーズを十分くみ上げながら制度の運用を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○伏見康治君 私の質問は、意匠登録というやり方で保護するというのも一つのやり方だとは思うんですけども、どうもそれ以外にも何かあるべきではないかというような感じがしますので、なほかのやり方もあり得るのではないかという点の御研究をお願いいたしたいと思います。

次に、今度は使い捨て文化の点について、これは繊維に限らない話ですけれども。

私の家内は今でも同窓会で年寄りの集まりをやつて、そしてお年寄りのためにおしめを縫つている会をやっているんです。つまり使い古したさらしのようなものあるいは手ぬぐいのようものを持ち寄つて、それを縫つておしめをつくつてあるんです。そういうふうに一遍使つたものをさらしに再使用する、リサイクルするというような仕事は昔の文化の中にはちゃんと備わっていたと思う

んです。とここん纖維がだめになつて使えなくなまるまで、最後はぞうきんにして使うというふうな意味のリサイクルの精神というものはおのずから備わつておつたと思うんですが、いろいろな技術が発達したために、おしめなんというのはもつと便利な何か合成纖維ができるやつているということで、したがつて、恐らくこれからは洗いざらしからしの使い道がなくなるんじやないかと思つてゐるわけです。

それがあらぬか、とにかく纖維の古いものも、それから通産関係のいろいろな産業が次から次へおつきりになる大量の産物が全部少しばかりお使いになつてはみんな廃棄物になる。私の住んでい

るアパートのみ処理の場所を見ても、毎週毎週本当に大量のものを排出しているわけですね。そしてそれを全部夢の島かどこへ捨てるんだろうと思うんですが、何とかこの使い捨て文化をやめさせる。缶ビールを飲みながら本当に思うんですが、飲んでいるビールよりも外側のアルミ缶の方がはるかに実は高いわけです。その安いものためにそれが高い回りのものをつくつて、しかもそれが再利用されずにみんなごみになつてしまふというのは、文化として何か間違つていて思ふんですね。何かリサイクルがもう少ししやす

いような形で工業生産のあり方を考え直す必要があるのではないかということを考えざるを得ないのですが、通産省としてはその点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(三塚博君) まさに御指摘の点は資源小国日本、無資源国日本と言つた方がいいんだと思うんですが、資源を大事にするといふことが日本人の実は生活慣習であったと思います。これは御指摘のように大量生産・大量消費というふうなあります。これが御指摘のようだ。また科学技術の発達の中に生活サイクルが大きく変貌してきましたことは深刻な地球環境問題をもたらしたというふうに思います。そういう中で、ローマクラブの提言ではございませんが、これは象徴的なものであります。それぞれの方が二十一世紀以降、二十二世紀どうなるのである

うかという人類の未来についての考え方をいたしましたならば、伏見先生御指摘のこの問題はまさに緊急な基礎的な問題であろうと、こういうことがあります。このテーマは堅持をいたしておるわけでございまして、無資源国日本という意味で、リサイクルの問題は通産省が再資源活用という意味でずっと追い続けてまいりましたテーマでございます。このテーマは堅持をいたしておるわけでございまして、さらに地球問題が全世界的なことになりましたとにかくみまして、もう一度足元を見詰めながら本問題に取り組んでまいりたのが大事な政治、行政課題に相なつてきたということだというふうに思います。

奥様のぞうきん、おしめを縫うというそういう市民サークルの活動というのは、今後私ども大事にしながら、そういう市民運動、国民運動を盛り上げて、また生活の中でそんなことが取り入れられるように、同時にリサイクル、再資源活用といふ本來の通商産業の重要なテーマの一つに熱心にこれからも取り組んでいかなければならぬ、このように感じておるところでございます。

○伏見康治君 本当にグローバルな問題になつている面もございますし、例えばフロンガスの生産規制といったようなことは昨年ここで法案を通過なすつたと思うんですが、どうも日本というは外圧があるというとすぐ話がまとまるけれども、自分では何も改良ができないという要素があるんじゃないかと思うんですが、ひとつ大臣頑張つてリサイクルの問題を通産省としての立場からできることをぜひお考へ願いたいと思います。

それから、纖維産業というのは既成の技術の中でも勝手に動いているわけではなくして、新しい纖維をつくり得るという可能性はまだ十分に私は残っています。これは御指摘のようだ。また科学技術の発達の中に生活サイクルが大きく変貌してきましたことは深刻な地球環境問題をもたらしたというふうに思います。そういうふうにあります。先ほど初めの方でお話をありましたと思いますが、非常に細い纖維をつくり、私は眼鏡をよくに大きいに利用して役に立つてゐるんですが、きのう聞いたところによると、ワイングラスをふくのに一番いいという、ワイングラスの汚れというの非常に目立つものですか

ですが、台所の主婦にとつて特に大変なんですが、あれを細い纖維の布でもつてふきますというと非常に簡単にきれいになつてしまふ。今まで苦労したのがばかりない話です。

そういう新しい纖維というものの技術的開発といふものはまた新しい産業をどんどん興してくるはずだと私は思うんですが、エレクトロニクスのほうでは通産省は日本株式会社の重役会よろしくいろいろ上手なことをなすつたと思うんですが、新しい纖維をつくるという方でのそういうお考へは別にないんでしょうか、伺いたい。

○政府委員(岡松壯三郎君) 繊維産業におきましても從来から新しい素材の開発が行われているところでございますが、先ほど先生例に挙げられたものばかりに、例えば最近よく出ておりますのは、スキーウエア用の透湿防水性の素材の開発といつたようなものでございますとか、あるいは自動紋紙作成システム、直織りシステムの開発によるものほかに、例えは最近よく出ておりますのは、スキーウエア用の透湿防水性の素材の開発とり柄の精密化、大柄化ができるようになつたといつたような、エレクトロニクスと結びついたような、マカトロニクスと結びついた分野もございます。また、産業用の分野では世界的な中空糸技術の開発による人造織器の分野での開拓が進んでおりましたし、また炭素纖維の開発による素材分野での革新といつたようなものも纖維素材の開発といふことで新たな事業分野の拡大につながつてゐるところでござります。

このような技術開発の推進が重要であるという認識に立ちまして、当省といつたしましては纖維分子材料研究所という研究所を持っておりますが、ここにおける基礎的、基礎的な各種の研究に加えまして、基盤技術研究促進センターを通じた技術開発といつたしまして新たに手がけ始めておりますのは、三次元織物技術というものを考えております。こういう新しい纖維素材等の開発につきましても積極的に取り組んでおるところでござります。また、平成元年度予算の中にお願いをしております次世代産業基盤技術研究開発制度の中で

織維あるいは炭化珪素系の織維の開発を進めるということでございます。この場合の織維といいますのは、必ずしも衣服ばかりではございませんが、広く産業利用も含めました意味での織維素材の技術開発につきましては今後とも積極的に取り組んでまいりたいというように考えておる次第でございます。

○伏見康治君 哲学的なお話はそのくらいにいたしまして、今度の法案に即した御質問を申し上げたいんですが、そもそもこの法律は昭和四十九年に一番初めてできたと伺っておりますが、その後五年ごとにいろいろ改定してこられたと思うんですが、一番初めにつくられたときの趣旨と現時点での趣旨とは随分変わってきていると思うんですね。その歴史的変遷、それぞの時期にどういうことをやつてきたかということをちょっと説明していただきたいと思います。

○政府委員(岡松壯三郎君) 本法は四十九年に特定織維工業構造改善臨時措置法の全面改正という形で生まれたわけでございまして、ここでは異業種間の垂直連携による知識集約化を構造改善の主軸に据えてやつてきたわけでござりますとともに、織維工業構造改善事業協会に情報提供事業というものを新たに加えまして四十九年スタートしたわけでございます。

さらに、五年たちました五十四年に改正を加えましたが、ここではこの構造改善事業を一層進めるという観点から、従来構造改善事業の対象となるなかつた産元親機といったグループもこの構造改善に含めるということが必要であるという判断に立ちまして、これを構造改善の実施主体に含める旨の改正を行つたわけでございます。また、事業協会に新たに人材育成基金を設けまして、衣服に係る人材の育成を行うということもこの構造改善事業協会の業務に加えたというのが五十四年の改正でございます。

さらに、五十九年に改正をお願いしたわけでございますが、ここでは同協会の業務に技術指導を行ふ者の育成業務というものを加えまして、新た

な技術の開発、導入に係るあるいは調査研究業務もこれに追加をするということで、新しい時代に向けて織維産業の技術の導入のために必要な手当を法改正を通じてやらせていただきたいというところでございます。

以上、三回の改正を通じまして現行法に至つておる次第でございます。

○伏見康治君 ありがとうございます。

その三回の法律制定したことが所期の目的を十分果たしたか。何か実は見込み違いがあつたとかいうようなお話をついでにしていただけます。

○政府委員(岡松壯三郎君) 以上の措置を通じまして、四十九年以来六十三年までに私どもが計画いたしました構造改善計画あるいは施設共同化事業についての事業者からの申請がございまして承認をいたしましたのが百七件ございまして、これに参加している企業は一万五百六十三企業でござります。これは全織維業者の企業数で割り直しますと約一割がこれに参加をしたということになります。これは一割と申しますと必ずしも高い数字とは申せませんが、この構造改善事業に取り組みました各グループの実績を見ますと、新商品の開発ということにおいてかなりの進捗を見ておりまして、成果が上がつたというふうに考へているわけでござります。

○伏見康治君 最後にいたしたいと思いますが、織維リソースセンター、先ほど福間さんが大変い名前だとおっしゃいましたが、僕は片仮名は嫌いなんですねけれども、これを実際運営していく場合にいろいろ問題点があるんだと思うんですが、特に私の先ほどの質問の中でも申し上げたことで、つまり民間の方々の創意を自由自在に、自由暢達に働かせるという場をつくるということです。もちろんこの辺で終わりたいと思いますが、最も重要なところが、お役人がなさいますというところから規制して、こういうことは余りしない方がいいとか、こういうことはしてはいけませんと

な技術の開発、導入に係るあるいは調査研究業務もこれに追加をするということで、新しい時代に向けて織維産業の技術の導入のために必要な手当を法改正を通じてやらせていただきたいというところでございます。

○政府委員(岡松壯三郎君) リソースセンターの運営の問題でございますが、この運営に当たりましては、やはり当初の構想どおり働くよう設立に当たつても十分考える必要があるというふうに考えておる次第でございます。

具体的には、まずそこにしかるべき人を得ることが大事であろうというふうに思つておるわけですが、それが実際にできるわけではなく、ハード面での対応も重要であるというふうに考えておりまして、このセンターにつきましては、各センターをそれぞれネットワークでつなぎ込むこと、また産地方々との自由な出会いの場ができるようにしていただけるふうに考えております。

また、ソフト面ばかりではなく、ハード面での対応も重要であるというふうに考えておりまして、このセンターにつきましては、各センターをそれぞれネットワークでつなぎ込むこと、また産地方々との自由な出会いの場ができるようにしていただけるふうに考えております。

○伏見康治君 ありがとうございます。

○委員長(宮澤弘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(宮澤弘君) ただいまから商工委員会を開いております。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小野明君、梶原敬義君、高杉寅忠君が委員を辞任され、その補欠として野田哲君、対馬孝且君、小山一平君が選任されました。

○委員長(宮澤弘君) 休憩前に引き続き、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○市川正一君 三塚通産大臣とのやりとりは本日が初めてのことです。本来ならば、大臣の所信を受けて当面する通産行政全般について審議するのが正常なあり方であります。しかし、リクルート疑惑の解明を妨げる政府並びに与党の不誠実、無責任な態度のためにそれもなし得ないまま本日至りました。この責任は擧げて政府並びに与党の側にあるということをまず明確にしておきたいと

思います。あまつさえ、まだ三ヶ月先の六月末まで期限がある織工法を、我が党を排除した特定政党間の協議によつて、日切れ法案などと称して早々に異例の処理を決定したことに対しましても、私は絶対に反対であるということをこの際改めて表明するものであります。その上に立つて、今国民にとって緊急の重大関心事である消費税問題について、冒頭商工行政ともかかわつて大臣にお伺いいたしたいと思います。

二十六日、大臣の仙台での記者会見において、国民の多数がおかしいと言うならば見直さなければならぬ、是正が必要なら参議院選挙後の国会では正しなくてはいけないだろうという発言について、実施前に法案の見直しをいち早く声明されたというのは、まさに異例、異常であります。言うならば不戦敗とも称すべきものではないでしょうか。はつきりしておることは、国民の圧倒的多数は今日ただいま現在おかしいと、こう言つておるんです。三月十二日付の日経新聞の世論調査では、消費税を実施すべきでない、または延期すべきというのが八一・二%です。そして予定どおり実施せよといふのはわずか一二%です。ごらんになつたと思ひますが、けさの朝日新聞のこの世論調査も八二%が消費税に不満を表明いたしております。かくのごとく国民の多数は消費税はおかしい、こう言つておるんです。ならば、この時点での参議院選挙後といふんじやなしに、今日ただいまの時点を見直すことが生きた政治ではないかと思うんですが、いかがございましようか。

○國務大臣(三塚博君) 二十六日の記者との会見の際に質問をされましたことに答えたわけであります。質問の要旨は、消費税の四月一日の施行がどうなるのでありますか。今御指摘のように、各紙世論調査が大変不安ということで出ておりますねと、こういうことに対して申し上げたわけであります、内閣は、全力を擧げて法律が忠実に実行されますように、言うなれば消費税円滑導入が行われますように相務めておるところであります。しかしながら、初めての法律、税金なもの

のでございますから不安がございます。引き続き不安解消のために努力をいたすところであると、こういう前提に立ちまして、しかしながら、なかなか免課業者、簡易課税業者等もこれあり大変ではないのでしょうかと、こういうさら問い合わせをして、それを十分承知をいたしておりますから、その点がスムーズにまいりますように理解を求めておるところでございますと、こういうやりとりでありますて、一般論として、政治とすれば、国民の皆様がこの税がなじまないということは、この税によって倒産をいたしましたり国民生活が困難に相なるということでありますならば、その時点改めるべきは改めるということではないのでしょうか。法律改正は大体新法の場合三年ロードマップであります。ですから、それまでの間にそのことを行うのでありますけれども、特に新規とすることにかんがみまして、これは年末の自由民主党税制調査会においてそれぞれの意見を受けて審議の結果方向づけを行なうであります。その際そのことが是正されでしかるべきことであるだろう。法律を要しないものについては、弾力的に運用もこれあり、その方向づけをすることがあり得るのではないかでしょうか。よつて参議院選挙終了後の国会において以降——以降と申し上げたんです、参議院選挙後に召集される国会以降における論戦を踏まえながらその方向づけを明確にされいくのではないかでしょうかと、こういうことであります。前段は円滑導入のために政府一体となりまして努力を傾注いたしておるところでありますけれども、施行後わずか三ヶ月という、当初予定をいたしました前大蔵大臣宮澤先生の時代に半年程度持ちたいと、こういうことで法律が準備をされ、提案をされておるという経過なども頭の中になりましたものでありますから、三ヶ月という短い周知期間、習熟期間でありますものでありますねと、こういうことに対する御理解賜りたいと存じます。

○市川正一君 大臣のお言葉とも思えないんですが、政治というのは僕はばくちじやないと思うんであります。しかししながら、初めての法律、税金なもの

の予定されたいために立候補を断念すると

○國務大臣(三塚博君) の宮城県連会長といふ立候補を下された。党派的利益

のためにはそういうことができるのに、国民的

利益のための英断は下せぬのか。三年のロードマップをおっしゃつたけれども、グリーンカード

は、あれは法律は決まつたけれども、実施を延期して最終的には廃止したという前例もあるじゃな

いですか。私は政治家として大臣の信条、信念を再度承りたいと思う。

○國務大臣(三塚博君) せつかくの御激励でござ

いますけれども、内閣として法律といふものは、施行日を決定をいたしました以上、その前段に国

会における決定があるわけでござりますけれども、それを受けて総理を本部長に閣僚が推進

副部長長とすることで、自ら全力を尽くして円滑化導入のために努力をいたしてきたところでございまして、西垣次官がさような言い方になる

とは私も理解しませんし、よく聞いてみまして、彼も政府の一員でござりますから、主管大臣は大蔵大臣でござりますけれども、税執行といふ円滑化導入という意味では私どもと一体でありますから、対応してまいりたいと思っております。

○市川正一君 そうすると、こういう発言だとすれば、これはまことに遺憾であるという真意ですね。

○國務大臣(三塚博君) 「売らなければいい」という簡明直截な言い方は適切を欠いて誤解を生むなど、こう思つております。

○市川正一君 本日の案件であります織工法に関しましても、実は福井、石川など北陸織維産地の

実態調査に参りました。消費税絡みで多くの問題が提起されております。例えば現在のところ表向き転嫁は認めておるのでありますが、個々の業者に回つてみますと、こう言つておるんですね。四一六の

工賃は横ばいでいいんだと。四一六の

ですね。やっぱりやつてみて倒産が出たら手直しをするというんじやなしに、もう既に破綻しておるんですよ。十六日に首相官邸で行なわれた全国の通産局長の会議に皆来られて、その各地の報告に特に中小企業や小売業を中心に混乱が広がつてゐるということを通産省自身が認められているんです。

大臣は、言いたくありませんけれども、自民党

の宮城県連会長といふ立候補を下された。党派的利益

のためにはそういうことができるのに、国民的

利益のための英断は下せぬのか。三年のロードマ

ップをおっしゃつたけれども、グリーンカード

は、あれは法律は決まつたけれども、実施を延期して最終的には廃止したという前例もあるじゃな

いですか。私は政治家として大臣の信条、信念を再度承りたいと思う。

○國務大臣(三塚博君) 私も新聞で見ましたけれ

ども、どういう趣旨なのか真意を聞いておりませ

ん。たまたま、市川委員も御案内のように、マス

ゴミとの懇談でありますとか会見等において、時

に前段が欠落いたしたり、中段が欠落いたし

ましたり、結論が表に前段に出ましたり、なかな

かそういう意味で正確を期するべき報道をされて

おるのでありますけれども、これは紙面の関係で

記事の扱い等でさようによくおられるようではございまして、西垣次官がさような言い方になることは私も理解しませんし、よく聞いてみまして、

記事の扱い等でさようによくおられるようではございまして、西垣次官がさような言い方になることは私も理解しませんし、よく聞いてみまして、

彼も政府の一員でござりますから、主管大臣は大蔵大臣でござりますけれども、税執行といふ円滑化導入という意味では私どもと一体でありますから、対応してまいりたいと思っております。

○市川正一君 そうすると、こういう発言だとすれば、これはまことに遺憾であるという真意ですね。

○國務大臣(三塚博君) 「売らなければいい」という簡明直截な言い方は適切を欠いて誤解を生むなど、こう思つております。

○市川正一君 本日の案件であります織工法に関しましても、実は福井、石川など北陸織維産地の

実態調査に参りました。消費税絡みで多くの問題が提起されております。例えば現在のところ表

向き転嫁は認めておるのでありますが、個々の業者に回つてみますと、こう言つておるんですね。四一六の

工賃は横ばいでいいんだと。四一六の

月、五月、六月ですね。七月、八月、九月は下げられることがありますけれど、こういうふうに商社から言われているというんです。これでは消費税の転嫁は認められていても、本体価格である工賃自身が引き下げられるおそれがありますが十分にあるわけです。もしこれに異議を唱えれば、取引停止されるのは目に見えております。

○政府委員(土原陽美君) 下請取引におきましては、下請事業者からの申告を期待するということはなかなか難しい状況でございますので、私どもの方から積極的に調査をして、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われているかどうか監視することが特に重要だと考えております。このため三月二十日付で下請事業者を対象に調査票を出したところでございますし、また、この五月から六月にかけまして、中小企業庁と連携をいたしまして、親事業者それから下請事業者双方を対象に特別調査を実施する予定にしております。さらに平成元年度の定期調査(これは六、七月ごろと来年の一、二月ごろと二回に分けてやる予定でございますけれども、この定期調査におきましても、消費税の転嫁の状況について調査を行う予定にしております)。こういった調査を通じまして不当な買いたつき等の下請法違反が発見された場合には、厳正に対処したいと考えておる次第でございます。

○国務大臣(三塚博君) これは適正な転嫁という政策として基本的なポイントでございまして、スタンスでございまして、ただいま御指摘のようなことで行われるというふうには考えておりませんし、今後もさよなこと、こういう税制執行に伴うことでござりますから、お互いがやはりそこは許容し合いながら、お互いが共存し合ひながら取り組んでまいりたいということで初めて税の公正な

執行ができると思うのでございまして、親企業が利益を上げ得ますために、あるいは負担部分を下に押しつけることによりまして従前と同じような収益を上げるなどということはあってはならない。これは何回か業界懇談を通じましても、また中小企業庁の指導等におきましても、格段の配慮、格段の進め方をしてほしいと要望いたしております。

○市川正一君 通産省として通達を出していらっしゃることも承知しておりますけれども、これらの中の点について厳しい指導を強めていただきたいと思います。

しかし、いざれにしても、その根源である消費税そのものは、いかなる見地から見ても、やはり直ちに廃止する以外に道はない。私はこれは天の声であり、また民の声だということを重ねて指摘した上で、法案について質問に入らせていただきます。

まず、第三条で定めるところの「基本指針」に追加された「構造改善の基本的な方向」であります。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生の御指摘の点に

執行ができますが、現状説明が少し長くなりましたが、そういう見解を私持つのであります。いかがでございましょうか。

即して御説明させていただきますと、我が國織維産業は、御指摘のように、近年輸出は停滞し、輸入は年々増加している。六十二年を境に輸出、輸入は逆転をしたという現状がございます。さらには、我が國の織維産業を追い込んだ原因として、要約して言えば、織維関係の大企業や大商社が発展途上国の低賃金を利用してコストダウンを行い、我が国を初め織維の国際市場での利潤の拡大化を図っていること、加えて八五年以降の政府主導の異常円高がこれに拍車をかけてきたということだと私は結論づけるのであります。

その結果、我が国織維業界は低価格の製品輸入の急増及び国際市場での発展途上国製品との競合など深刻な輸出難に直面し、これを理由に我が国織維産業の圧倒的分野を占める中小企業にその犠牲を転嫁してきているのが現状である。

非常に長くなりますが、私の認識を申し上げます。

政府は、昨年十一月に発表されました「今後の

織維産業及びその施策のあり方」という答申が指

摘要しておりますアジアNIES等の追い上げ、円

高による輸出の停滞、輸入の急増というこの事態

の原因を検討した場合に、通産省の資料からして

も、織維の輸入がふえ、織維の輸出と輸入のバランスが一昨年逆転いたしております。あるいは円

高に陥り著しく急増している等々を見ることができ

るのであります。その実態は、「東洋経済」の八

九年版「海外進出企業総覧」によりますと、我が

国織維産業の海外進出件数は全体で二百八十六

件、そのうちアジアは百八十四件で六四・三%と

なっています。また、通産省の海外事業活動調査

では、織維関係の現地法人は全体で百七十二社、うちアジアが百十七社で六八%、生産高でも八

そこで輸入の問題でござりますが、輸入につきましては、特定の産業に対しても大幅な輸入の急増があるということになりました場合には、これは当該輸出国との間で情報交換を行うといったような対策をとつていく必要がございますし、もしさうな公正貿易に外れた、ルールに外れたことが行われているとしたら、これは正していかなければならぬというふうに考えておるわけでござります。

しかしながら、直ちに輸入制限にいくかどうか。織維につきましてはMFAという国際取り決めがあるわけでございますが、これを発動するかどうかという点につきましては、我が国の置かれている国際的な位置づけを考えますと、ここはやはり慎重であるべきだというふうに考えておる次第でございます。

○市川正一君 今お答えもあつたように、国内経済あるいは産業に重大な影響を与える場合に一定の規制を行うことは国際的に認められております。私は、織維業界について言えども、まさに今そういう状況に直面しているというふうに思ふんです。織維について言えば、MFA、国際織維協定に基づく発動は可能であります。

現に日本政府は、アメリカ側の要求に基づいて、アメリカとの間にはMFAに基づく協定を結んでおるんです。はつきり言えば、アメリカの方のことは言うまで、日本の業者、業界の切実な要求にはこたえようとしている、こう言つても過言ではないと私は思ふんです。

韓国からの大島つむぎ類似品の輸入規制についても同じようなことが言えると思うんです。これは綿製品ですからMFAとは違いますけれども、しかし、日韓両国間の協定で合意された年間三万六千五百反の制限は事実上無視されているんですね。大臣も御承知だと思いますが、毎年十万反をはるかに超えた輸入がやられている。先日も奄美大島のつむぎ組合代表から本当に切実な訴えを聞きました。被害はまことに甚大であります。

この問題について、私は今まで本委員会で取り上げて、そして国内の中小企業に打撃を与えるような大企業や大商社の海外投資、技術や原材料の輸出などを規制する提案を行つてしまひました。私は、今回も本法案の審査のために各産地の実態調査を行つたんありますが、現地の声は、いわゆる逆輸入を含めて輸入規制を求める声といふのは本当に切実、深刻なものがあります。私はこの際、政府はこの声に耳を傾けるべきじゃないかということを重ねて要請いたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 輸入の秩序維持化の必要性につきましては十分認識をいたしておりますわけございますが、同時に、やはり我が国の置かれてござりますが、同時に、やはり我が国の置かれてございませんが、特定の産品の輸入の急増が、いががでございましょうか。

LPUですね、これについてお伺いしたいんですけど、時間の関係で二つの問題を一つでお聞きしますので、よう聞いておいてもらいたい。

現行法による異業種垂直連携、これは五年間で二十数グループ、参加企業数でも数千社にすぎない。織維産業の事業所数四十万から見ると、ごく一部です。午前中の同僚議員の質問に対しても何があるというふうにおっしゃつたけれども、あれは十数年の数字ですね。現行法での五年間の数字はこういうことです。したがつて、LPUに多くの業者が参加できるかどうか、いろいろやはり疑問を持っておるんです、不安を持つておるんであります。現行法による垂直連携もいろいろ条件があり、これに対して我が方も手をこまねいていっているところに、これに対する対応は先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、これに対して我が方も手をこまねいていっていることではなしに、やはり開放経済体制下にあって織維産業がこれに対抗していくだけの体質を強化していかなければならないということございまして、そのため今回お願いしてござります。福井・石川で調査いたしました際に出された要望は、現行法による垂直連携もいろいろ条件が難しくてなかなか利用できぬ。今回のLPUも入り口を狭くされたんでは最初から利用することもできぬ。産地の実情を十分に酌み取った条件にしてほしいという、こういう要望が強く出されておりました。これが一つです。

もう一つは、今回の法改正で新しく加わった産地組合などが実施する構造改善円滑化事業に対する助成であります。産地の期待はこれに対して非常に大きいものがあります。なぜならば、例えば北陸産地では零細な實機業者が圧倒的多数であります。LPUに参加することはまず不可能なんですが、この円滑化事業なら乗れる可能性があると、こうやつぱり期待しておるんです。福井県の構造改善組合でもそこでヒアリングを行いましたところ、産地の実態を踏まえてできる限り多くの業者が参加できるよう工夫するので、当局も可能な限り広く認めてほしい、こういう要望を出しておりますが、以上二点について、ひとつ大いにこの問題でも、福井の構造改善組合での調査をいたしましたときに、こう言つております。本当にもう切実なんです。産地の生き残りをかけて商品開発を今進めておる。現在、スノーマットの開発試験をしておる。これに加えて福井の拠点をつくるためのアンチナショナルもつくつていきましたが、もう時間がなくなつてしまひましたので、一間に絞つてお聞きいたしたいと思います。

この問題でも、福井の構造改善組合での調査をいたしましたときに、こう言つております。本当にもう切実なんです。産地の生き残りをかけて商品開発を今進めておる。現在、スノーマットの開発試験をしておる。これに加えて福井の拠点をつくるためのアンチナショナルもつくつていきましたが、もう時間がなくなりましたので、一間に絞つてお聞きいたしたいと思います。

○市川正一君 次に、織維リソースセンターについて幾つかお聞きするつもりであつたんだあります。LPUに参加することはまず不可能なんですが、この円滑化事業なら乗れる可能性があると、こうやつぱり期待しておるんです。福井県の構造改善組合でもそこでヒアリングを行いましたところ、産地の実態を踏まえてできる限り多くの業者が参加できるよう工夫するので、当局も可能な限り広く認めてほしい、こういう要望を出しておりますが、以上二点について、ひとつ大いにこの問題でも、福井の構造改善組合での調査をいたしましたときに、こう言つております。本当にもう切実なんです。産地の生き残りをかけて商品開発を今進めておる。現在、スノーマットの開発試験をしておる。これに加えて福井の拠点をつくるためのアンチナショナルもつくつていきましたが、もう時間がなくなりましたので、一間に絞つてお聞きいたしたいと思います。

ますが、見解を承りたいと思います。

○政府委員(岡松壯三郎君) 御指摘のように、この構造改善事業あるいは構造改善円滑化事業を進めに当たりましては、産地の実態を踏まえて進めておけばいけないというふうに考えておる次第でござります。

次に、私は新しい構造改善対策であるいわゆるLPUですね、これについてお伺いしたいんです

が、時間の関係で二つの問題を一つでお聞きしますので、よう聞いておいてもらいたい。

特に構造改善事業につきましては、新しい環境下にこの織維産業が対応していくためには、将来に向けてかぎとなるグループ化を進めるということが大事であるというふうに思つております。

特に構造改善事業につきましては、新しい環境下にこの織維産業が対応していくためには、将来に向けてかぎとなるグループ化を進めるということが大事であるというふうに思つております。

材の育成も必要になつてきておる。組合ではリソースセンターづくりにいろいろ知恵を出し合つておるんだけれども、施設だけなしに運営費にも助成が出るんだろうかと、こういうような期待と要望が出ておるんですが、これらに対して十分にこたえていく必要があると思うんでありますか、そういう彈力的というか、実態に即した通産行政を期待いたして、積極的御答弁を求めて私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○政府委員(岡松壯三郎君) 織維のリソースセンターにつきましては、産地がその新しい時代に対応した活性化を図るという意味で大変期待が寄せられているということは、私どももいろいろな情報から感じておるところでございます。したがいまして、いかにこれをうまく進めていくか、しかも産地のそれぞれの特性を生かしながら進めていくかということに意を用いていかなければならぬといふふうに考えておる次第でございます。

御指摘の福井の例というお話をございましたが、これにつきましては、個別の計画につきましては

ささらに具体的な計画の段階で議論をさせていただきたくいうふうに思つておりますが、今回の措置は元年度予算もあわせてござりますますと、このセンターが今後の織維の産地の活性化のための中核的な施設になるということをねらいとして抜本的な助成措置を考えておる次第でございまして、なかなか短期的には、運営費の御質問がございましたが、短期的に採算をとるということは初期投資が大きいだけに難しいかと存じますけれども、そこで計画しております各地の事業を通じまして中長期的には採算がとれるといふふうに私どもは試算をいたしておりまして、とにかく産地における第三セクターという形での設立を予定いたしておりますが、期待どおりの成果が上げられますように私どもとしても努力をしてまいりました。○市川正一君 大臣よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

○井上計君 朝からの同僚議員の質問で法案の中身につきましてはもうかなり濃密に質疑が行われておりますので、私の意見を交えて二、三お伺いをいたしたい、こう思います。

まず、構造改善の目的は今さら申すまでもありませんけれども、現状をどのように打開して生き残るかということと、それだけじゃいけませんで、やはり将来に向かつてどのように業界が安定するのか、さらには発展をするのかということです。

そこで構造改善事業というの、特にこれは織維業界の中でも、全部がそうだとは言いませんけれども、零細あるいは小規模の業者等々の声は、我々は現在困つておるんだから、国が助けるために構造改善をやつておるんだという誤解が相当あるんですね。それは先ほどから同僚議員の質問にもありますけれども、いわば輸入を禁止しろとか制限しろとか、あるいはもつと補助金をふやせとか、あるいは運営費にもつと金を出せとか、そういうふうなわざ保護政策の期待が非常に強いんです。

私もことしあるいは昨年も若干中小零細な織維業界、特にことしの春一月に二二ツの業界を視察してきました。そこで聞きましたのは、農業政策にあれだけの補助金を出して、あれだけの保護政策をしておるんだから、我々にだって農業政策と一緒にようなもつと保護をしてくれたつていいんでありますけれども、我々のコストに關係なく紡糸と、それから毛糸がありますね。ところが、この商品市場が、これはよく生産者の意見を聞くのでありますけれども、我々のコストに關係なく紡糸が立つ、それなので非常に困るというのをよく聞くなですね。だから、紡糸業者あるいは織布業者等々のほとんどは、あんな市場早くなくしてくればお聞かせいただければ、こう思います。

あわせて、現在織維関係の商品市場が生糸と縫糸と、それから毛糸がありますね。ところが、この

たい、これは要望であります。

それにつけても、六月三十日期限切れの法律の改正を三月の日切れ法案と一緒に取り扱つていたしたことについては、私は大変よかつたなとう思つております。やはり織維業界は一日も早い改正、それによって今後の方針を立てたい、こうしたことありますから、そういう意味では大変よかつたな、こう思つております。まず、これ

は私の意見を申し上げました。

そこで一、二お伺いするんですけれども、構造改善事業を円滑にさらり効果が上がるよう進めていくのには、やはりその周辺にある障害要因を排除していくことが大切だと思うんですね。障害要因は幾つかありますけれども、その一つに生糸の一元化輸入があると思うんです。非常に難しい、もう十数年前から我々言つておるんですが、政治的な問題がありますから、また産地等々によつていろいろな問題がありますから簡単にほまらないません。また、生糸の一元化輸入は通産省の所管ではありません。農水省所管ですから、大臣、局长にこのことをお伺いするのもどうかと思いますけれども、もし通産省として構造改善事業を進めしていく中で生糸一元化輸入について何か所見があればお聞かせいただければ、こう思います。

あわせて、現在織維関係の商品市場が生糸と縫糸と、それから毛糸がありますね。ところが、この商品市場が、これはよく生産者の意見を聞くのでありますけれども、我々のコストに關係なく紡糸が立つ、それなので非常に困るというのをよく聞くなですね。だから、紡糸業者あるいは織布業者等々のほとんどは、あんな市場早くなくしてくればお聞かせいただければ、こう思います。

この二つ、もし何か御見解があればひとつお聞かせいただきたい、こう思います。大臣から難しければ局長からでもいいですよ。

○國務大臣(三塚博君) この一元化輸入問題、御案内のとおり、農水省所管であります。我が国の一体的な織維産業をマクロにとらえておるといふことなんでしょうか。それと、養蚕農家の保護

たい、これは要望であります。

それにつけでも、六月三十日期限切れの法律の改正を三月の日切れ法案と一緒に取り扱つていたことについては、私は大変よかつたなとう思つております。やはり織維業界は一日も早い改正、それによって今後の方針を立てたい、こうしたことありますから、そういう意味では大変よかつたな、こう思つております。まず、これ

は私の意見を申し上げました。

そこでこの法律改正もまさにこのことに対応するためのみずから努力、それをただいま御指摘のよう支援をしていく、助成をしていく。こういうことの中で取り組ませていただきことでございまして、ものですから、どうぞこの点その原糸供給者である農家、織業者、またこれをやられる製糸業者、織物業者この辺の両々相まちましたところを取り組まなければならぬという我が国内的な要請で、通商産業政策を担当する通産省とすれば何となくすかつたしませんけれども、置かれておる現状の中で御理解を賜りますればと思います。

○政府委員(岡松壯三郎君) 商品取引所の件について御質問がございましたのでお答えさせていただきます。

昨今の状況は実需に直結しない取引の比率がふえているというのも事実でございます。このような実需を伴わない取引の割合が増加しているといふことで過度に投機的な動きになつてゐると

いうこともあるわけでございまして、市況性の脱却を目指して実需直結型の生産販売体制を推進しようとしている業界から見ますと、混乱が起ることを懸念いたしまして、織維業界とりわけ紡績業におきましては、この上場を廃止すべきだという強い意見がございます。しかしながら、上場の即時廃止となりますと、これは混乱を伴うおそれがございますし、また公正な価格形成、売買取引といった機能が取引所に期待されている面もあるわけでございますので、当面取引所として秩序ある取引を行うための監視、規制を強化いたしますとともに、さらに織維業界の商品取引所の利用状況を踏まえまして、上場廃止を含めて関係業界における検討を注視してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○井上計君 大臣のお答えも、大臣としてはその程度しかお答えできぬだらうなど推察をしながら承つておりましたが、また局長のお答えもよくわかります。今すぐ商品取引所の廃止ということが私もできるとは思つておりませんけれども、やはり織維構造改善の障害要因の一つであるといふことは確かであろうと、こう思います。

さつき申し上げた、織維業者が農業のようにもつと我々を保護してくれという中の一つは生糸問題なんですね。生糸の一元化輸入によつて国際価格の倍以上の高い生糸を我々は押しつけられておるんだと、片方では農業、養蚕業者保護といふことであれだけなにしているじゃないか、我々になぜしてくれないんだと、こういう素朴な疑問といいますか、そういう面での保護政策をもつと強くということの理由になつておるということがありますから、十分御承知ありますけれども、私も現実そういうような質問におつかりましたので申し上げたということでございます。

そこで、もう一つ、実は調査室がつくった資料を見ました。そこでも那覇市内の直売店で売つたんで、思いつきみたいになりますが、申し上げますと、現在、織維産業の各段階の付加価額、製造、卸、小売の三段階の資料で、製造は

従業員が百十三万人で、出荷額は十四兆円で、付加価値は五兆五千億円、これを計算しますと、製造部門の付加価値は三八%なんですね。ところが、一人当たりの付加価値は四百十四万円。卸部門は、従業員が四十二万人、出荷額二十八兆円で五兆二千億円の付加価値ですから、これは一八・五%ですね。要するに卸全体とする付加価値は低いですけれども、従業員が非常に少ないですか、一人当たりの付加価値は一千三百三十八兆円になりますから約六・二%程度、一人当たりの付加価値は四百七十五万、実はちょっと計算してまた調査室できちつと確認してもらつたんですが、そういう数字が出来ました。

そこで、やはり改めて感じるのは、卸段階の付加価値が一人当たり非常に高いということなんですね。製造業の三倍なんですね。だから、製造業の四百十四万円の付加価値はこれではやつていけぬのは当たり前だと、こういう感じですね。卸の千二百三十八万円という付加価値は高い。高い理由は、やはり織維業界、そんなこと言うと怒られるかもしれません、私も若干戦前戦後一時織維業界にいましたからよくわかるんですが、卸部門はまことにまだ非近代的な部門が多いんですね。現在の織維の卸商社というのが、产地仲買あるいは京都の卸等々もそうですが、大体ほとんどが金融等リスクを負担しているわけですよ。だから、どうしてももうけなくちゃいかぬということありますから、西陣の製品でも、西陣の出荷価格から見ると、東京あたりのデパートで物によつては五倍ですよ。大体平均三倍半ぐらい、三倍以上です。先般、商工委員会で委員長以下私ども沖縄へ視察に参りましたときに琉球がすりの工場を見ました。そこでも那覇市内の直売店で売つているのの大体倍だといふんです。これがやはりこちらの大坂、東京で売られる大体三倍ですね。そこらあたりに織維の構造改善の主体である

製造業の構造改善を進める中で、やはり中間のいわばそういうふうな習慣といいますか、リスクを負担している商習慣といふものを使えていかないとなかなかうまくいかぬのではなかろうかとう、これ大きな障害要因だと思うんです。

こういう数字からちよつとそんなことを感じましたので、これは今特にすぐできるわけじゃありませんけれども、織維の流通部門の近代化といいますか、先ほどのいろんな今度構造改善の中にもソフト面がかなり入っておりますから、それが効果あるであろうと思いますが、そういう面を含めたりやはり構造改善政策指導といふものがありますが、それが効率ではないかなと、こう感じたんであります

が、局長、どうお考えでしようか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生御指摘のとおり、織維の流通業は織維産業全体の産業構造の中で各段階の生産者等非常にリスク負担をしているということ、それから織維製品という非常に多品種なものを持つのですから、品ぞろえ機能を持つているというところが大事な事業形態だといふふうに思うわけでございますが、それだけに生産と消費とのギャップをつなぐ役割をしているとこのリスク負担、品ぞろえ機能といったようなことであるといふふうに思います。それだけにこのリスク負担は製造段階に比して高くなっているといふことでございます。このような流通段階でのリスク負担の軽減が図れるならば、これは結果として製造業のメリットもつながつてしまふという可能性は否定できないわけでございまして、消費者の需要がますます細分化、小ロット・

短サイクル化していくか、これが大きな課題でこの消費段階、流通段階でのリスク、このリスクはますます高まつてくる傾向になるわけでございますが、このリスクをどういうふうに分担していくか、分散していくか、これが大きな課題であります。それで、もう一つ、実は調査室がつくった資料でいなかつたが、織維産業は例の機械の廃棄、買上げをやつた。これは国の助成がありました。ところが、国の助成を得ないで機械の廃棄なんとういうことはどこも考えなかつたんですか、印刷業はやつたわけですよ、スクランプ・アンド・ビルド計画を。それだけに業者自身がやつぱり意識が違いましたよね。

それからもう一つ、当時これはどの業界もやっていなかつたが、織維産業は例の機械の廃棄、買上げをやつた。これは国の助成がありました。ところが、国の助成を得ないで機械の廃棄なんとういうことはどこも考えなかつたんですか、印刷業はやつたわけですよ、スクランプ・アンド・ビルド計画を。それだけに業者自身がやつぱり意識が違いましたよね。

しわけないんですが、印刷というのは、御承知のよう、纖維以上に要するに多品種・少量生産です。ところが、いろんな品種をつくる場合に、それこそこの品物に合う、この品物に合う、この商品の製造に合うといふように何台も機械をそろえ

ることは、零細業者はとても不可能ですね。それで、一つの機械ができるだけいろんな面に使えるような機械の開発をやつたわけです。これも成功した一つだと思う。

そこで纖維産業ね、今西陣でも丹後でもそうだと思いますけれども、小幅がある。呉服部門は売れ行きが悪いです。ところが、この小幅を呉服和装のものを洋装に転換できぬわけですね、小幅ですから。何かそういうふうないわば時に応じて、商品に応じて小幅にも広幅にもできるような、そういうふうな機械の開発を余り聞いていませんが、そんなふうなことをこれは指導する必要がありはせぬかなと、思いつきで申しわけないんですけど、そんなふうなことも実は感じて、これは質問というよりも私の思いつき、意見を申し上げたのですから、御参考になれば御参考にしていただいて今後の御指導を願いたい、こう思います。

時間がありませんからもう一つ質問しますけれども、NIESからの輸入激増については先ほど同僚議員からもお話をありました。御答弁もありました。そこでNIESとは言えないかもしれません、現在、中国の綿糸、綿織物、さらには毛糸、毛織物、羊毛ですね、これについての計画は詳しいことよくわかりませんが、仄聞するところによると、もしあのままの計画で中国が計画どおりに実施した場合は、十一年後、日本の纖維産業はどうなるであろうかといふ危惧を持つておるんです、それらについては通産省としては何かお考えあるいはお見通しがあるかどうか、あればひとつお伺いをします。纖維は何といつてもすぞ野が広いですし、従業員も非常に多いですから、纖維産業がこれ以上悪くなることは日本としても大きなまた、産業だけの問

題であります、社会問題になる、こう考えますので、一層のひとつ御指導をお願いを申し上げ、あと最後に大臣の何か御決意をいただければお伺いします。

私の質問は以上です。

○政府委員(岡松壯三郎君) ただいま中国の纖維産業の現状について御質問でございました。私も把握している範囲でお答えさしていただきますと、中国は一九七八年の経済開放政策以来纖維生産を大幅に拡大いたしておりまして、最小限の衣料の内需は充足可能になったというふうに言われております。また、纖維品は重要な輸出産業としております。まだ、纖維品は重要な輸出産業といふことで振興策もとられているということでございます。ごく短期的にはやや原料不足の嫌いがありますが、一部に生産に材料が追いつかないというような話も聞いております。

御質問の綿織物、毛織物の点でございますが、綿糸につきましては、私ども持っております資料によりますと、生産能力は今や世界一ということですございまして、日本の約八倍を超える設備を持つておりますし、綿織物も世界一というレベルに達しております。我が国の綿織物の輸入の主要なソースは中国になつているという状況でござります。

現在、中国政府は第七次五年計画ということです、八年から九年〇年の五ヵ年計画の途上にございました。そこでNIESとは言えないかもしれません、現在、中国の綿糸、綿織物、さらには毛糸、毛織物、羊毛ですね、これについての計画は詳しいことよくわかりませんが、仄聞するところによると、もしあのままの計画で中国が計画どおりに実施した場合は、十一年後、日本の纖維産業はどうなるであろうかといふ危惧を持つておるんです、それらについては通産省としては何かお考えあるいはお見通しがあるかどうか、あればひとつお伺いをします。纖維は何といつてもすぞ野が広いですし、従業員も非常に多いですから、纖維産業がこれ以上悪くなることは日本としても大きなまた、産業だけの問

題であります、社会問題になる、こう考えますので、一層のひとつ御指導をお願いを申し上げ、あと最後に大臣の何か御決意をいただければお伺いします。

○國務大臣(三塙博君) 御指摘のように、我が国纖維産業はすそ野が大変広うございまして、かつては日本を代表する産業でございました。そういうことども中で今日の日本が築かれてきたわけでございまして、二百八十万という働く方々がこゝで稼働しておることにかんがみまして、なかなか働きたいなわけなりませんし、特に伝統産業である纖維産業、こういう観点に目を向けまして、生き延びられる産業、先ほどもちょっと申し上げましたが、日本の文化がここに凝縮された形の中で世界の皆さんにもこれに注目をいただき、またこれを寒暑を着ていただき、こういうこととあります。まだこれを寒暑を着ていただき、今次の制度改正もそれにポイントを置かさせていただきました。

ただいま御指摘いただきました印刷機械、印刷業界構造改善のとうとい経験の中で多目的の機械の開発ということは、零細であり力の弱い纖維産業でありますだけに、我が省としてこれに積極的に取り組んでまいりながら、さよくなことで取り組まなければならぬということが一つあります。

法律の実務的な、また即効的な行動的な対応を進めながら行うということでいかなければならぬことは当然であります。

かくて日米纖維戦争というのがございまして、ここ二、三年日中纖維戦争、日韓纖維戦争、NIESの追い込み、まさに歴史は皮肉なものでございまして、こういう中にあって、アメリカの纖維産業と日本の纖維産業の置かれておる歴史、その深さにおいてはるかに違うわけでござりますから、さようなことでこれに十二分に対応していくこといたしたいと存じますし、決してこの法律改正是政府のため、また通産省の一つの思いつき

はり開放経済体制下にあつての纖維産業のあり方ということを模索していかなければいけないといふふうに考えておるわけでございまして、今回の法律改正をお願いいたしましたのも、そのような考

え方のもとに案をまとめさせていただいた次第でございます。

○木本平八郎君 この法案につきましては、私は渡々ながら賛成したいと思います。渡々と言いますのは、けさほどからいろいろ皆さんの議論を聞いておりまして、またここにいたいた資料がいておりまして、またここにいたいた資料がいてばかりあるわけですね、この資料もいろいろ見ていまして、消費者の立場といふか、消費者の問題というのは全然出てこないですね。これは先ほどから何回もおっしゃつておられるように、纖維といふことは消費者にとっては大変な分野なんですけれども、この法案の性質からいって消費者というのはちょっとところ外に置かれているのかもしれませんけれども、それにしても、やはりこういうものは消費者にとっては消費の立場といふことを考えていただきなかなかいけないんじゃないでしょうか。どちら何回もおっしゃつておられるように、纖維といふことは消費者にとっては大変な分野なんですけれども、この法案の性質からいって消費者というのはちょっとところ外に置かれているのかもしれませんけれども、それにしても、やはりこういうものを取り上げていただくときは消費者の立場といふことを考えていただきなかなかいけないんじゃないと思うんですよ。くどいようですが、改正もそれにポイントを置かさせていただきました。

ただいま御指摘いただきました印刷機械、印刷業界構造改善のとうとい経験の中で多目的の機械の開発ということは、零細であり力の弱い纖維産業でありますだけに、我が省としてこれに積極的に取り組んでまいりながら、さよくなことで取り組まなければならぬということが一つあります。

法律の実務的な、また即効的な行動的な対応を進めながら行うということでいかなければならぬことは当然であります。

かくて日米纖維戦争というのがございまして、ここ二、三年日中纖維戦争、日韓纖維戦争、NIESの追い込み、まさに歴史は皮肉なものでございまして、こういう中にあって、アメリカの纖維産業と日本の纖維産業の置かれておる歴史、その深さにおいてはるかに違うわけでござりますから、さようなことでこれに十二分に対応していくこといたしたいと存じますし、決してこの法律改正是政府のため、また通産省の一つの思いつき

だなどと言われませんように、血となり肉に相なつてまいりますように省を挙げてこれに対応してまいりますので、よろしく御鞭撻を賜りたいと存じます。

○木本平八郎君 この法案につきましては、私は渡々ながら賛成したいと思います。渡々と言いますのは、けさほどからいろいろ皆さんの議論を聞いておりまして、またここにいたいた資料がいてばかりあるわけですね、この資料もいろいろ見ていまして、消費者の立場といふか、消費者の問題というのは全然出てこないですね。これは先ほどから何回もおっしゃつておられるように、纖維といふことは消費者にとっては大変な分野なんですけれども、この法案の性質からいって消費者というのはちょっとところ外に置かれているのかもしれませんけれども、それにしても、やはりこういうものを取り上げていただくときは消費者の立場といふことを考えていただきなかなかいけないんじゃないでしょうか。どちら何回もおっしゃつておられるように、纖維といふことは消費者にとっては大変な分野なんですけれども、この法案の性質からいって消費者というのはちょっとところ外に置かれているのかもしれませんけれども、それにしても、やはりこういうものを取り上げていただくときは消費者の立場といふことを考えていただきなかなかいけないんじゃないと思うんですよ。くどいようですが、改正もそれにポイントを置かさせていただきました。

ただいま御指摘いただきました印刷機械、印刷業界構造改善のとうとい経験の中で多目的の機械の開発ということは、零細であり力の弱い纖維産業でありますだけに、我が省としてこれに積極的に取り組んでまいりながら、さよくなことで取り組まなければならぬということが一つあります。

法律の実務的な、また即効的な行動的な対応を進めながら行うということでいかなければならぬことは当然であります。

かくて日米纖維戦争というのがございまして、ここ二、三年日中纖維戦争、日韓纖維戦争、NIESの追い込み、まさに歴史は皮肉なものでございまして、こういう中にあって、アメリカの纖維産業と日本の纖維産業の置かれておる歴史、その深さにおいてはるかに違うわけでござりますから、さようなことでこれに十二分に対応していくこといたしたいと存じますし、決してこの法律改正是政府のため、また通産省の一つの思いつき

だなどと言われませんように、血となり肉に相なつてまいりますように省を挙げてこれに対応してまいりますので、よろしく御鞭撻を賜りたいと存じます。

○木本平八郎君 この法案につきましては、私は渡々ながら賛成したいと思います。渡々と言いますのは、けさほどからいろいろ皆さんの議論を聞いておりまして、またここにいたいた資料がいてばかりあるわけですね、この資料もいろいろ見ていまして、消費者の立場といふか、消費者の問題というのは全然出てこないですね。これは先ほどから何回もおっしゃつておられるように、纖維といふことは消費者にとっては大変な分野なんですけれども、この法案の性質からいって消費者というのはちょっとところ外に置かれているのかもしれませんけれども、それにしても、やはりこういうものを取り上げていただくときは消費者の立場といふことを考えていただきなかなかいけないんじゃないでしょうか。どちら何回もおっしゃつておられるように、纖維といふことは消費者にとっては大変な分野なんですけれども、この法案の性質からいって消費者というのはちょっとところ外に置かれているのかもしれませんけれども、それにしても、やはりこういうものを取り上げていただくときは消費者の立場といふことを考えていただきなかなかいけないんじゃないと思うんですよ。くどいようですが、改正もそれにポイントを置かせていただきました。

ただいま御指摘いただきました印刷機械、印刷業界構造改善のとうとい経験の中で多目的の機械の開発ということは、零細であり力の弱い纖維産業でありますだけに、我が省としてこれに積極的に取り組んでまいりながら、さよくなことで取り組まなければならぬということが一つあります。

法律の実務的な、また即効的な行動的な対応を進めながら行うということでいかなければならぬことは当然であります。

かくて日米纖維戦争というのがございまして、ここ二、三年日中纖維戦争、日韓纖維戦争、NIESの追い込み、まさに歴史は皮肉なものでございまして、こういう中にあって、アメリカの纖維産業と日本の纖維産業の置かれておる歴史、その深さにおいてはるかに違うわけでござりますから、さようなことでこれに十二分に対応していくこといたしたいと存じますし、決してこの法律改正是政府のため、また通産省の一つの思いつき

るわけです。各業界世界ランキングの上の方は全部日本だと。また織維まで上へ行つたらこれまたえらうことになる。これはえらうことになつてもしようがないんですけれども、その辺はやっぱり少しは考えておかなければいかぬと思うんですね。したがつて、あらゆる気配り、目配りをしながらこういうものを審査していかないと、ただ単に織維業界かわいそうだかわいそうだということやつていきますと、思わぬところにヒッチが出るんじやないかという感じがいたします。

それからもう一つは、私はこの切り口として取り上げていただきたかったのは、織維というのはやはり地場産業なんですね。地方の非常に重要な産業なわけです。それは確かに結構なんですけれども、それならどうして地方中心、地方振興といふ面から少し切り口を考えていただけなかつたんだろうかということなんですね。私は東京一極集中主義というのも大反対なんです。これは効率を悪くするし、日本を滅ぼすかもしれない、で起きただけ地方分散を図らなきゃいかぬと思つてゐるわけです。それの一環としてちょうどこういう地場産業を育成するというのも、やはり地方に分散する非常にいいチャンスじゃないかという気がするわけですね。そういう点において、ぜひこれを地方振興という点から取り上げていただきたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 決して消費者の皆さんを視野に入れないで産業対策だけでいうつもりはありませんで、要すれば日本の伝統的な産業分野である織維関連業界が安定的にまいるますならば、その中から生産されるものは安定的な価格で消費者の皆さんに供給できるのではないか。また、昨今のニーズに応じました多品種といふこと、それぞれのバラエティーに富んだ嗜好に合つたものを提供することによりまして、ヤングの皆さんにも、中年の皆さんにも、またお年寄りの我々のような者にもそういうことで各段階でいけるということどもの中で、もう斜陽でアワ

トかなと言われつつある日本の養蚕業も、また織維産業も息を吹き返してサイクルの中で全体がいいのではないだろうか。そんなことで対応さしていただいておるわけでございますが、御指摘のように通商産業省は産業政策を視点として行っておるのではないかと言われておりますことにつきましては、さらに肝に銘じまして先生御指摘のよ

うな視点も産業政策の中心に据えながら取り組んでいかなければならぬ問題であると思つております。

第二点の地場産業育成というのは、まさに一極集中を排していくということが国策として重要な課題に相なつてまいりました。そういう意味で、テクノパリスでありますとか、頭脳立地でありますとか、というのを本省いたしまして取り入れさせていただきてきましたが、特にこの種産業の問題につきまして、まさにリソースセンターが地場産業を定着させ、さらに拡大させようというねらいを込めたものでございまして、格段の御理解の中で御鞭撻賜りますならばと存じておるところをございます。

○木本平八郎君 ゼビ消費者の視点、あるいは地場産業といいますか、地方の振興という点を、通産省といふのはそういうのをいろいろ酌んでおられると思いますけれども、どうしても今までの生

産の時代があつたりあるいは国有企業であるとい

ういう人事、これは普通の民間企業ならともかく

として、公益事業でこういう疑問符を打たれると

いうことについては、その辺からはどういうふうにお考えになりますか、伺いたいんです。

○政府委員(堤富男君) 公益事業、先生今御指

しているように、すべての面で規制されているわけではございません。外国あるいは日本でも過去ではは

在では日本の公益事業といいますのは私企業をベ

ースにいたしまして、株式会社という形をベース

にいたしまして、その創意工夫という観点を十

分生かしながら必要最小限の規制をしていくとい

うことがガス事業法であり、電気事業法であらう

かと思います。したがいまして、公益事業とい

うことからすべて人事権までもろん規制をしてい

るわけではございませんで、法律目的からいきま

すと、一つは消費者の保護、あるいはガスの場合

ですとガス事業の健全な発達というような観点を

認めまして、その目的の必要最小限のものを法

律上規定しているわけでござります。

したがいまして、現在お話しの社長人事とい

うような点は、これはいわば公益事業法、法律とい

う体系から見ますと、経営の判断に任されている

事項だと考えておりますし、それがまたある意味

で全体としてうまくいくという背景になつておる

わざでございます。そういう中で、我々人事につ

いては、大変申しわけないんでございますが、こ

ういう場でコメントをする立場にはないというの

していないんだから、そんなことはちょっと内政干渉になるからだめなんだとおっしゃるに決まつていると思うんですけど、ただ、私がお聞きしたいのは、まず各社の新聞ですね、私がお聞きだわけじゃないけれども、七八紙見ましたら、どれもこれも全部クエストンマークがついています。

あれほどスペースを割いて、中には社説まであるわけですね、きのうの日経なんか出ていましたがね。ああいう国民がひとしく疑問を持つていてる

人、

これが普通の民間企業ならともかく

として、公益事業でこういう疑問符を打たれると

いうことについては、その辺からはどういうふうにお考えになりますか、伺いたいんです。

○政府委員(堤富男君) 経営者は、当然株式会社でございますから、まず株主総会で選ばれ、取締役会で役が振り分けられるわけでございまして、そういう意味では、まず株式会社という面でいきますと、公益事業も通常の会社も同じ面があるわけでございます。それはまず一義的には株式会社、株主のために努力をするという面がございますから、株主のために努力をし続けるという点で是同一の面だと思います。

ただ、先ほどからお話し申し上げますように、ガス事業法の場合には、ガスの場合には、これはある意味で一定地域供給区域を与えられて、その中でガスを供給する権限を与えられているわけでござります。当然のことながらあわせて供給義務という義務も課されではおるわけでございますが、一つの法律上の規制が行われております。したがいまして、ガス事業を営む経営者というのは、株主に對してだけではなくて、法律に求められておる規制の目的を実行する。もつと申し上げれば、ガス事業法の目的であります消費者利益あるいはガス事業の健全な発展ということに、あるいはさらには申し上げれば保安ですか、公害ですか、そういう目的を達成していく義務がある。その点では通常の株式会社の経営者とは違つた面があるというふうに考えております。

○木本平八郎君 確かにガス事業法の点から考えれば、そうだと思います。それで、私がひとつ申し上げたいのは、普通の株式会社というのは株主がオーナーなんですね、これは今日本はちょっとがポジションでございます。

狂っていますけれども。社長とかそういうようなのはマネージャーなんですね、雇われ人なんですね。あくまで株主が中心。ところが、公益事業は私ちょっと違うと思うんですよ。これは国民が主権者であり、国民が本当はオーナーなんですね。ところが、たまたま経営上の都合で株式会社にした方がいいというので、ある意味では経営権とかそういう主権を株主に委譲している、それを株主がさらにマネージャーを使っているという形だと思ふんですね。したがって、これは世界的にもヨーロッパなんかはほとんど公営でしよう。アメリカは私営ですね。ところが、アメリカでこれ非常に大事なところは、事業法とか法律では何も縛つてないんですよ。経営の社長だとかなんとかは、ところが、同族経営はやらないとか、あるいは政治的には中立を保つか、いろいろなことを内部の定款で決めているんですよ。彼らは自肅しているんです。自制してコントロールしているんですよ。これが私は民主主義の國のあり方だと思うんですね。当然そういう自肅はしなきゃいかぬわけですよ、公益事業になつたら。ところが、日本の場合もそういう経営者は当然自肅すべきものであるということを前提にして、何も定款に書かなくともいいし、法律で決めなくてもいい、おかしなものは何もやつてない。それは当然公益事業は、これももう東京瓦斯だけじゃなくて、東京電力だって全部こういうところはちゃんと自肅して、ちゃんと身を正してやつていくものだという前提でガス事業法あるいは通産省の行政指導の方針を決められているんじやないかと思うんですが、その辺いかがですか。

○政府委員 堀富男君 国民がオーナーであると云ふ点は言葉の問題でございますが、残念ながら法律体系ではそういうことにはなつておりますで、先ほど申し上げましたように、株主が多いんですね。したがって、私は、経営者としてはこれはやっぱり国民が中心であるということがで經營していくだかないと、株主がいわば会社のオーナーということでございまして、それが選任を受けた役員が会社のために働く、それを国民の立場から国として規制をしていくということをございまして、その点ではオーナー

ニユアンスの差はあるかと思つております。ただ、アメリカの方のお話ございまして、私の方も千三百ございますので、全部アメリカのあれを調べたわけではございませんが、もし一部あつたとしても、これは定款で定めているという点は一つまたポイントかと思っておりまして、定款というのには、御存じのように、会社をつくるときあるいはその後変更をする過程で株主総会の議を経て定められておるわけございまして、簡単に申し上げますと、株式会社内の自分で自分を規制するといふ考え方でございまして、アメリカにおいても國らというんでしようか、アメリカにおいても國の企業等の経営の中核にかかることにいたしまして、自由に任せて自主型の規制をしているという形ではないかと思つております。

そういう観点から、ガス事業法、これは国会から通産省、国に対し与えられた権限でござりますので、活用することは当然考へるわけでございますが、一方でこの乱用をやるということはまたいろんな弊害もございます。私企業の自由闊達な創意工夫の芽を摘むというようなこともござりますので、我々としましては、行政指導も含めまして、その権限の使用については慎重の上にも慎重をとらうふうに考えておる次第でございます。

○木本平八郎君 やはり社員のモラール低落といふふうに考へておる次第でございます。

○木本平八郎君 いや、法律的には株主が確かにオーナーなんですよ。私が申し上げているのは精神論なんです、経営哲学なんです。

公共事業というのにはあくまで国民の利益のため、利用者の利益のためにある。したがって、公営のが多いんですね。したがって、私は、経営者としてはこれはやっぱり國民が中心であるというふうに考へておるという考え方だと困るんです。僕は東京瓦斯とともにあらうものがまさかこんなおかしな人事をするということをございまして、その点ではオーナー

一という言葉でいかが規制という言葉でいくか、

やるとは思わなかつたんですよ。うわさには聞い

思ふんですよ、こんなことをやつていてからそ

うことになるんだと。これは今後よほど東京瓦

斯を指導していただいて、内部の社内のモラールの低下を来さないように相当監督していただきたいと、これは非常に危険な状態になると思うんで

すが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員 堀富男君 おつしやるとおりガス事業法の目的にも明記されておりますし、ガス保安

あるいは能率的経営という点、これは決しておろ

そかにしてはならない問題だと思っております。

この点、今後我々といたしましても、法律の執行

を預かる当省といたしまして万全の指導をしてま

いる所存でございます。

○木本平八郎君 ちょっとお聞きしたいんですけども、安西さん一家は、渡辺社長と三人ですね、株は何%持つておられるんですか。

○政府委員 堀富男君 今の東京瓦斯の株主構成を見ますと、生命保険、証券会社等が法人所有で上位を占めておりまして、上位十社で約三七%持つております。そのほか取締役の役員、今のお話に出た三人を含めまして取締役以上の役員が持っている株主の合計をしますと〇・三二%でございまして、その三方のあれもその内数に入つてゐると思っております。

○木本平八郎君 それで、実は私こじつけるわけじゃないですけれども、今、国会をめちゃくちゃ揺るがしているリクルートの問題がありますね。

あの問題で一つの見方としては、眞藤氏あるいは江副氏に対して企業の経営者というのは一体何だ

という非常に不信感があると思うんですよ。水山

の一角も一角、本当の水のかけらみたいなもので

しょうけれども、そこへまたこの東京瓦斯の問題

が出てくると、一体日本の経営者というのはどれだけの公的な自覚があるんだろうという疑問に非

常に駆られるわけですよ。私は民間で見ていまし

て、民間の社長の人たちあるいは経営者の人たち

が非常に残念に思つてゐるんじやないかと思う

ですね。そんな一部の人間、こうして統いて出で

きているから非常に目立つんすけれども、こん

なに企業の経営者というのはけしからぬのかと。政治家ももちろんけしからぬと思われていますけれども、それ以上に経営者も気にしているんじゃないかと思うんですね。そこへまたこれが来るでしょう。

そうすると、ちょっとこれお聞きしてもまた返事がないと思いますけれども、私は東京瓦斯ぐらの会社だつたらもう多士濟々で、余人をもつてかえがたしということはあり得ないと思うんですよ。安西邦夫さんという方がどういう優秀な方が知りませんけれども、あの方じやなきや東京瓦斯の社長が務まらないなんということはあり得ないんですよ、ああいう会社だつたら必ずおられるはずですね。もしも安西さんでなければ社長が務まらないということになつたら、それこそ公益事業として人材育成を怠つたという罪は、これはもう大変なものだと思うんですね。必ず後継者を育成していくのにはもう経営者の一番大きな責任なわけですね。それを怠つたのならこれはもう大変なことです。

それで、私は、李下に冠を正さずというのがありますね、瓜田のくつというのがありますね。公益事業だから、三代続いて同族経営を、社長をやつたら世間から非難されるということは当然わかっているはずなんですね。わかつていてなおかつこういう無理な人事をなさつたということについては、これはもう経営感覚がおかしいんじゃないかという感じがするわけです。御本人たちはそれは当然のことだと思っておられるかもしれませんけれども、一般の常識から考えたら、やはり極めて非常識なことをなさつている。こういうことがまた通りますと、やはり企業不信みたいなものが大きくなつてくるんじやないかという感じがするわけです。その辺について、今後は、例えば経営哲學とか、経営者は非常に厳しいものだとかという話をやっぱりなきつていたら必要があるんじや法律案に賛成の方の挙手を願います。

いかと思うんですけれども、いかがでしょうか

○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これをお願いしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

ざいませんけれども、人生哲学ほど哲学はございませんが、ただいまのお話などをとに、やはり公益企業としてのあり方はどんなものだろうかと、こんなことでさらりとした話をしまり、自後こういう御質疑が出来ませんように相努めてまいります。

○木本平八郎君 もう大臣からそういう結論が出来ましたので、これ以上続ける必要もないと思いま

ので、まだ時間がありますけれども、最後に一つだけお願いしたいのは、冒頭申し上げましたように、最近口では皆さんおつしやるけれども、消費者の利益というのがどうも忘れられがちなんだと、この点で、東京瓦斯の問題もやはり消費者の立場というのをまず考えてもらいたい。したがって、通産省としても今後いろいろ行政をやっていかれる上においてしつこいぐらの頭の隅に、消費者の都合はどうだ、消費者の立場になつてゐるかどうかということをお考えになつていただきたいということをお願い申し上げまして私の質問を終ります。

○委員長(宮澤弘君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する

に基づき、沖縄県における企業立地を促進するとともに、貿易の振興を図るために、沖縄県知事の申請に基づき沖縄開発庁長官が指定する地域であります。

自由貿易地域は、原材料を輸入し、地域内で加工、製造する、また貿易品の中継、備蓄、展示、取引などの機能を有するもので、各種税制、金融面の優遇措置が講じられております。将来は県下各地に自由貿易地域を拡大していきたいという説明がありました。

次に沖縄総合事務局の管内概況は、最近五年間の平均経済成長率は実質で全国平均の三・八%を上回る四・二%に上っています。この結果、全国との所得格差は急速に縮小し、復帰時の昭和四十七年度の五九・五%から六十一年度には七五・二%となっているものの、依然として大きな格差が見られ、さらに完全失業率は昭和六十二年平均で五・二%と全国平均二・八%の倍近くになっています。

沖縄経済は、第二次産業のウエートが低く、第三次産業、特にサービス業のウエートが高い、財政への依存度が県民総支出の約三三%と全国の一六・五%と比べ極めて高い、観光収入、基地収入の依存度が高い、本土への移出品は農産物が中心で多くの品目を県外に依存しているなどの特色があります。

今後の課題としては、石油依存度が高いため、エネルギー源の多様化、国際ビジネスの拠点として物と情報の交流基地としての機能を強化するため、自由貿易地域などの強化、鉱業、中小企業、情報産業、伝統産業などの振興、リゾート、観光産業の振興、工業用地、工業用水道などの産業基盤の整備などが必要であるという説明がありました。

次に、沖縄県の説明によりますと、沖縄県の商業の振興については、第三次産業、特に小規模零細企業が多い現状にかんがみ、伝統産業を含めた地場産業の振興を図るとともに、頭脳立地構想を推進する、またカルシウムの塊であるコーラル

翌二十六日は、県北部に赴き、浦添市で沖縄電力株式会社、石川市で電源開発株式会社を視察した後、沖縄県の開発したリゾート施設である沖縄海中公園、名護市のオリオンビール株式会社、本部町の国営沖縄記念公園を順次視察いたしました。

二十七日は、県内の伝統産業として琉球かすり工場、泡盛工場を視察後、記者会見を行いました。以下、日程の順序に従つて視察先の概要について申し上げます。

沖縄自由貿易地域は、沖縄振興開発特別措置法

サンドなど地場資源活用型企業、ソフト関連企業など新規企業の立場を促進する、自由貿易地域を充実させる、さらに国際的なリゾートを形成するとともに受け入れ体制の整備を図るなどの政策課題があり、特に自由貿易地域、情報産業の育成、リゾート開発が県経済の三本の柱であるということがありました。さらに、商工観光の振興に当たって、現在の航空運賃が一つの大きなネックになつてゐるとの説明がありました。

次に、糸満工業団地は、那覇市の南部に位置し、昭和四十七年に策定された沖縄振興開発計画に基づいて整備された新糸満漁港の後背地に糸満市が埋立て造成したもので、水産食品開連用地、中小企業用地などを中心に面積は約二百六十七ヘクタールであります。

市の説明によれば、中小企業用地は好調であります、六割は市内の既存の企業の移転であることと、新糸満漁港の水揚げがやや不調なため、水産食品開連用地の売れ行きがいま一つであることが問題であり、企業誘致を強力に推進している

次に、琉球ガラスは、実用品製造の伝統の上に戦後のアメリカの影響を強く受け、美しい手づくりの吹きガラスとして成長著しい産業であります。特に中小企業近代化促進法による高度化事業により、共同工場とともに共同販売店を有する琉球ガラス村が設立され、昭和六十年度には琉球ガラス工芸協業組合に発展をいたしております。

ここでは、ガラス製品の製造工程を実際に見ることができました。

次に、沖縄電力は、沖縄県最大の企業であり、去る第百十二国会で成立した沖縄振興開発特別措置法の改正案に基づき昨年十月に民営化され、今日の株式一般放出が行われ、ブームを呼んだ企業であります。

沖縄は離島が多く、また河川が少ないなどの地理的条件があるため、小規模発電所が多く、電源は化石燃料だけであり、また産業がないために、夏と冬、昼と夜の電力の使用量が極端に違うな

ど、電力会社としては幾多の困難な状況下に置かれております。

しかしながら、沖縄電力の説明によれば、電源開発の石川石炭火力の完成により石油依存度は六〇%に低下したこと、発電所と需要家が近く、またメーンの送電線に沿って人口が分布していることなどの沖縄の利点を生かし、堅実な経営を行つて、離島の電源については燃料電池の研究が完成間近であり、また太陽光などの代替エネルギーの研究開発も行われているとのことでありました。

次に、電源開発石川石炭火力発電所であります。が、電源開発は、資本金七百六億円、発電所五十九カ所、従業員三千五百人の鉄電気事業者であります。同社の石川石炭火力発電所は出力三十一万キロワットの石炭火力発電所であり、沖縄県の電力需要量の約四〇%を発電いたしております。さらに同社の説明によれば、石川石炭火力発電所は、沖縄の遠浅の海に対処するため、海中に一キロの揚炭桟橋を設け、炭じんが飛散しないようベルトコンベヤーを密閉式にしている、硫酸酸化物を石こう化して取り出す脱硫装置、ばいじんを九%取り除く除去装置を取りつける、石炭の灰は三割程度を有効利用し、残りは隣の埋め立てに使正在しているなど、環境対策にも配慮をしていることであります。

次は、沖縄海中公園であります。公園にはサンゴ礁の海中を見ることができる海中展望塔などがあり、今後県経済の大きな柱となるべき観光行政の中で重要な位置づけがなされておりました。

次に、オリオンビール株式会社であります。同社は昭和三十二年に設立され、資本金三億六千万元、年商二百一億七千万円で沖縄県のビール消費量の八割を超えるシェアを持つ県内最大のメーカーであります。現在の取扱商品はビール、清涼飲料などですが、特にビールにつきましては、水质、気温などの点で無理であると言わってきた亜熱帯の沖縄においてビールの生産に成功し、気候風土に合ったマイルドで口当たりのよいビールを開発、生産しているとの説明がありました。

次に、国営沖縄記念公園、海洋博覧会地区は、昭和五十年に開催された沖縄国際海洋博覧会を記念し、その跡地に建設された我が国唯一の熱帯・亜熱帯公園であります。公園は面積約七十七ヘクタールで、熱帯ドリームセンター、エメラルドビーチ、水族館などの施設があります。公園への入場者は昭和六十二年度で約百七十五万人に上り、全国の国営公園では飛び抜けた成績であります。さらに沖縄県の観光客の多数がこの公園を訪れていることから、本公園は沖縄の観光施設として、さらに從来、やんばる、山と草原しかないと言われた沖縄県北部の振興に重要な役割を果たしているとのことです。

次に、琉球がすりであります。琉球がすりは沖縄の代表的な織物の一つで、四百年近い歴史があり、生活に密着したかすり柄を特徴としています。生産高は年間六億円、昭和五十八年度には伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく通産大臣の指定を受けております。また、従事者は、昭和六十一年で約四百六十名であります。今回は、那覇市近郊の大城織物株式会社を訪問し、伝統的な工法でかすりが織られている様子を観察いたしましたが、会社の説明では、工場で働いている人々は技術の習得が目的であり、中心は家庭内で製作されていることがあります。

最後に、琉球泡盛は那覇市の瑞泉酒造株式会社を観察いたしました。泡盛は、十四、十五世紀ころの南方渡來の酒に由来すると言われる歴史ある蒸溜酒であり、タイ産の米を原料としています。昭和五十一年に各製造業者の生産する泡盛を仕入れ、長期保存し、古酒として県外に販売するとともに、原料米及びその他の物資の共同購入を行い、業界の安定と経済的地位の向上を図るために、沖縄酒造協同組合が設立されています。視察先

の瑞泉酒造は、県最大手のメーカーであり、十五度から四十三度までの各種製品を製造、販売しているとのことであります。

調査を通じての印象としては、沖縄県の今後の方針は、自由貿易、企業誘致、観光開発の三つが中心であります。まず自由貿易については、自由貿易地域は地理的条件からいつても沖縄県に最適な制度であり、現在は狭いので、今後の拡充が必要であるということであります。次に、企業誘致については、従来のような形の重厚長大型の誘致ではなく、ハードよりソフト、具体的にはリゾート産業、情報産業等を中心としたものを考えることが必要であります。また、観光開発については、確かに重要であります。現状では、空港に到着し、観光バスに乗り、ホテルに入ったら、一步も町に出ないというスタイルが多く、地元に対する経済効果を初め、地元の人々、歴史、自然との触れ合いが少ないなど、またその他プロ野球の積極的なキャンプ誘致など、地元への波及効果の高いものを今後検討すべきである。また、リゾート開発が県内の至るところで計画されていることに関して、いずれ収益性に疑問が出る、かえつて沖縄県経済に悪影響を与える結果にならないかといった感想が各委員から述べられたことを紹介をいたしました。

最後に、今回の現地調査に当たり御協力をいただきました沖縄開発庁沖縄総合事務局を始めとして、沖縄県、糸満市及び各企業の関係者の皆様に厚く御礼申し上げて報告を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(宮澤弘君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案が付託された。

一、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案

- 一、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
- 二、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案
- 三、中小企業事業団法の一部を改正する法律案

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、電子計算機の高度利用の進展に伴いプログラムの供給不足が深刻化するおそれがある状況にかんがみ、ソフトウェア供給の開発を効果的に図ることができると認められる地域において、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業その他のソフトウェア供給事業を推進するための措置を講ずることにより、プログラムの安定的な供給を確保し、もって情報社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「プログラム」とは、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九号。以下「情報処理促進法」という。)第二条第二項に規定するプログラムをいう。

二 この法律において「ソフトウェア供給力の開発」とは、プログラムの作成の業務に従事している者(以下「プログラム業務従事者」という。)の知識及び技能の向上を図ること、プログラムの作成を効率的に行うことのできるプログラム及び電子計算機の利用の促進によるものに限る。の実施に係る能

力を開発し、及び向上させることをいう。

三 この法律において「ソフトウェア供給力開発事業」とは、ソフトウェア供給力の開発を図るために行う次に掲げる事業及びプログラムの作成を成にする取引のあつせんを行う事業であつてこれらの事業に附帯して行われるものという。

一 電子計算機を利用してプログラムの作成を効率化するためのプログラム(次号において「効率化プログラム」という。)及びこれを使用するための電子計算機を備える施設その他のプログラムの作成を効率的に行うことのできるプログラム及び電子計算機を備える施設を整備して次のイ及びロの業務を行う事業

イ プログラム業務従事者のプログラムの作成に関する必要な知識及び技能の向上を図る業務

ロ プログラムの作成に関する高度な知識及び技能を有するプログラム業務従事者が他のプログラム業務従事者を統轄しつつプログラムの効率的な作成方法を実践することによりプログラムの作成能力の向上を図ることを指導し、及び支援する業務

二 効率化プログラム及びこれを使用するための電子計算機の展示、効率化プログラムによる技術情報の提供等を行うことにより効率化プログラムを普及する事業

三 地域ソフトウェア供給力開発事業を行なう者は、整備に係る施設を含む。)に関する事項

四 地域ソフトウェア供給力開発事業の内容(第二条第三項第一号に掲げる事業にあっては、その要件に関する事項

五 その他地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に際し配慮すべき重要事項

三 地域ソフトウェア供給力開発事業を行なう者は、整備に係る施設を含む。)に関する事項

四 地域ソフトウェア供給力開発事業の内容(第二条第三項第一号に掲げる事業にあっては、その要件に関する事項

五 その他地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に際し配慮すべき重要事項

三 地域ソフトウェア供給力開発事業を行なわれるソフトウェア供給力開発事業をいう。

(地域)

第三条 この法律によるソフトウェア供給力開発事業を推進する措置は、既にソフトウェア供給力の開発が十分に行われ、かつ、今後ともその状況が継続すると見込まれる地域として政令で定める地域以外の地域であつて、その地域におけるプログラム業務従事者数、ソフトウェア業者を営む事業者数及びそのプログラムの作成能力、電子計算機を利用する産業の集積の程度等の状況及びその見通しからみて、当該地域における能

いてソフトウェア供給力開発事業を推進することにより我が国のプログラムの供給不足に対応してその安定的な供給に資する相当のソフトウェア供給力の開発が促進されると認められる地

域において講じられるものとする。

(基本指針)

第四条 主務大臣は、地域ソフトウェア供給力開発事業を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第五号までに掲げる事項については、第二条第三項各号に掲げる事業ごとに定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 プログラムの供給不足の状況及びその見通し並びにこれに対応した地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に関する基本的な方向

二 ソフトウェア供給力開発事業を行うことが前条の規定に照らして適当と認められる地域の基準(次条第三項第一号において「地域基準」という。)に関する事項

三 ソフトウェア供給力開発事業の内容(第二条第三項第一号に掲げる事業にあっては、その整備しようとする施設を含む。)

四 ソフトウェア供給力開発事業の実施時期

五 ソフトウェア供給力開発事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

三 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に適合するものとする。

一 前項第一号に掲げる場所が第三条の政令で定める地域以外の地域に属し、かつ、その事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業の実施の対象となると認められる地域(次号において「事業対象地域」という。)が基本指針において定める地域基準に適合するものである。

二 その事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業を実施すること及び前項第三号に掲げる事項が事業対象地域のソフトウェア供給力の開発の状況及びその見通しからみて適当なものであること。

三 前項第二号に掲げる事項が前項第三号に掲げる事項について基本指針で定めるものに照らして適当なものであること。

四 前項第三号に掲げる事項が前条第二項第一

給力開発事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、第二条第三項第一号に掲げるソフトウェア供給力開発事業を行うときは、第二号に掲げる事項を除き、同項第一号イ及びロに掲げる業務ごとに記載しなければならない。

一 ソフトウェア供給力開発事業を行う場所

二 ソフトウェア供給力開発事業を行う者に関する事項

三 第二条第三項第一号に掲げる事項が次の各号に適合するものとする。

一 プログラムの供給不足の状況及びその見通し並びにこれに対応した地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に関する基本的な方向

二 ソフトウェア供給力開発事業を行うことが前条の規定に照らして適当と認められる地域の基準(次条第三項第一号において「地域基準」という。)に関する事項

三 ソフトウェア供給力開発事業の内容(第二条第三項第一号に掲げる事業にあっては、その整備しようとする施設を含む。)

四 ソフトウェア供給力開発事業の実施時期

五 ソフトウェア供給力開発事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

三 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に適合するものとする。

一 前項第一号に掲げる場所が第三条の政令で定める地域以外の地域に属し、かつ、その事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業の実施の対象となると認められる地域(次号において「事業対象地域」という。)が基本指針において定める地域基準に適合するものである。

二 その事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業を実施すること及び前項第三号に掲げる事項が事業対象地域のソフトウェア供給力の開発の状況及びその見通しからみて適当なものであること。

三 前項第二号に掲げる事項が前項第三号に掲げる事項について基本指針で定めるものに照らして適当なものであること。

四 前項第三号に掲げる事項が前条第二項第一

号及び第四号に掲げる事項について基本指針で定めるものに照らして適當なものであること。

五 前項第三号から第五号までに掲げる事項がその事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業を確實に行うために適當なものであること。

六 その他基本指針に照らして適當なものであること。

(事業計画の変更等)

第六条 前条第一項の承認を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む)は、当該承認に係る事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変後のもの。以下「承認計画」という。)に係る地域ソフトウェア供給力開発事業を行う者(以下「承認事業者」という。)が当該承認計画に従つて地域ソフトウェア供給力開発事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(情報処理振興事業協会の行う地域ソフトウェア供給力開発事業推進業務)

第七条 情報処理振興事業協会(以下「協会」という。)は、情報処理促進法第二十八条第一項に規定する業務のほか、地域ソフトウェア供給力開

発事業を推進するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認事業者が承認計画に従つて行う第二条発事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 承認事業者が承認計画に従つて行う第二条第三項第一号イに掲げる業務に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。

三 第三条に規定する地域においてソフトウェア供給力開発事業を行おうとする者又は承認事業者に対し、その事業計画の立案又はその承認計画の実施に關し、指導及び助言を行うこと。

四 地域ソフトウェア供給力開発事業の円滑な実施に關する調査を行い、及びその成果を普及すること。

五 前各号の業務に附帶する業務

(特別勘定)

第八条 協会は、前条第一号に掲げる業務(これに附帶する業務を含む。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(情報処理促進法の特例)

第九条 第七条の規定により協会の業務が行われる場合における次の表の上欄に掲げる情報処理促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

に規定する業務(以下「地域ソフトウェア供給力開発事業」に係る変更については、通商産業大臣及び労働大臣)

第三十九条第二項
及び第三十条第一項の
信用基金に係る出資

第三十九条第一項
通商産業大臣

第三十九条第二項
通商産業大臣(地域ソフトウェア供給力開発法第七条

第三十九条第一項
通商産業大臣(人材育成関連業務に係るものについては、通商産業大臣及び労働大臣)

第三十九条第一項
通商産業省令(人材育成関連業務に係るものについては、通商産業大臣及び労働大臣)

第三十九条第一項
通商産業大臣(地域ソフトウェア供給力開発事業に係る部分については、通商産業大臣及び労働大臣)

第三十九条第一項
通商産業省令(人材育成関連業務に係るものについては、通商産業大臣及び労働大臣)

第三十九条第一項
通商産業大臣(地域ソフトウェア供給力開発事業に係る部分については、通商産業大臣及び労働大臣)

| | | |
|----------|--------------------|---|
| 第四十条第一項 | その他の一般の勘定 | 地域ソフトウェア供給力開発法第八条に規定する特別の勘定に属する額を出資業務に係る各出資者に対し、その他の一般の勘定 |
| 第四十一条第一項 | 及び第三十条第一項の 信用基金 | 、第三十条第一項の信金に係る各出資者及び教材 |
| 第四十二条第一項 | 次の場合には | 第一次の場合には、地域ソフトウェア供給力開発法第九条第二項に規定する場合を除き |
| 第四十三条第一号 | 通商産業大臣 | 第二次の場合には、地域ソフトウェア供給力開発法第九条第三項に規定する場合を除き |
| 第四十三条第三号 | 第二十八条第一項 | 第三次の場合には、地域ソフトウェア供給力開発法第九条第三項に規定する場合を除き |
| | 第七十二条 | 第三次の場合には、地域ソフトウェア供給力開発法第七十二条第一項及び地域ソフトウェア供給力開発法 |

立された法人である場合に限る。)が行う第二条第三項各号に掲げる事業であつて承認計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(資金の確保)

第十三条 政府は、承認計画に係る地域ソフトウェア供給力開発事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(承認事業者等に対する能力開発事業としての助成及び援助)

第十四条 政府は、プログラム業務従事者たる労働者に関するこの法律に基づきプログラムの作成に関する必要な知識及び技能の向上を図るために必要な措置を講ずる承認事業者等に対して、助成及び援助を行うものとする。

二 第五条第一項に規定する承認第六条第一項に規定する変更の承認及び同条第二項に規定する承認の取消しに関する事項のうち、知識等開発事業に係るものについては通商産業大臣及び労働大臣とし、第二条第三項第二号に掲げるソフトウェア供給力開発事業に係るものについては通商産業大臣とする。

三 前条に規定する報告の微収に関する事項のうち、知識等開発事業の実施状況に係るものについては通商産業大臣及び労働大臣とし、その他のものについては通商産業大臣とする。

二 前号の業務に附帯する業務

(事業団法の特例)

第十五条 前条の規定により雇用促進事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十条第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(以下「地域ソフトウェア供給力開発法」という。)第十一条」事業団法第二十二条第二項中「認可」とあるのは「認可(地域ソフトウェア供給力開発法第十条に規定する業務に係るものと除外する)」と、事業団法第二十四条第三項中「承認」とあるのは「承認(地域ソフトウェア供給力開発法第十条に規定する業務に係るものと除外する)」と、事業団法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は地域ソフトウェア供給力開発法」と、事業団法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び地域ソフトウェア供給力開発法第十条に規定する業務に係るものと除外する」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(罰則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十四号の次に次の一号を加える。

の対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の処分の方法

第六条第二項第四号中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改める。

第十三条中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正)

第三条 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第二号」に改める。

第六条第二項中「同項第一号」を「第一

号の二」を加え、同号の次に次の一号を加える。

第六条第二項中「同項第一号」を「第一

号の二」を加える。

第二十一条第三項中「事業」の下に「、同号ハの中号」の下に「及び第三号の二」を加える。
第二十二条第一項第一号中「同項第二号イ」の下に「及びハ」を加え、同号の次に次の一号を加える。
第二十三条第五項中「同項第一号」の下に「、第一号の二」を加える。
第二十六条次の一項を加える。
第三事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない。
第二十七条第一項中「第一号に掲げる業務に係るものと第二号に掲げる業務に係るものとその他の業務に係るものと」を「次の各号に掲げる業務ごとに経理」に改め、同項に次の一号を加える。
三「前二号に掲げる業務以外の業務

第二十八条第一項中「額」の下に「(前条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定においては、その残余の額から次条第三項の規定に基づき同条第一項の出資資金に充てた額を控除した額)」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(出資資金)

第二十九条 事業団は、第二十一条第一項第一項第二号又は第三号に掲げる業務(以下「貸付等業務」という。)の遂行上必要があるときは、出資業務の遂行に支障の生じない範囲内において、出資資金の一部を貸付等業務に必要な資金に充てることができる。この場合において、事業団は、後日、当該貸付等業務に必要な資金に充てた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、出資資金に充てるものとする。

第三十条 第二十九号に掲げる業務及びこれに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「出資業務」という。)に関して、第二十七

条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定に出資資金を設けるものとする。
(出資資金)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 事業団は、前項の出資資金(以下「出資資金」という。)に係る経理については、第二十七条第一

項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなけれ

ばならない。

第二十七条第一項第三号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 中小企業構造の高度化を支援する事業

第一項に規定する残余の額があるときは、通常産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を出資資金に充てることができる。
第二十八条第二項第一号に掲げる業務に係る勘定において当該事業年度に生ずる新法第二十八条第一項に規定する残余の額の見込額の一部を新法第二十八条の二第一項の出資資金に充てるものとする。
(経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に中小企業事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)
第五条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中「五万円」を「十万円」に改める。

第四十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十四条中「五十万円」を「一百万円」に改める。

第四十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十六条中「二十万円」を「四十万円」に改める。

第四十七条 事業団は、当分の間、第二十一条第一項第二号又は第三号に掲げる業務(以下「貸付等業務」という。)の遂行上必要があるときは、出資業務の遂行に支障の生じない範囲内において、出資資金の一部を貸付等業務に必要な資金に充てることができる。この場合において、事業団は、後日、当該貸付等業務に必要な資金に充てた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、出資資金に充てるものとする。

第四十八条第二項第一号に掲げる業務及びこれに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「出資業務」という。)に関して、第二十七

条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定に出資資金を設けるものとする。

第四十九条 第二十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「出資業務」という。)に係る勘定に出資資金を設けるものとする。

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十二号中「寄与する事業」の下に「若しくは同号ハの中小企業構造の高

度化を支援する事業」を加え、「同号イ若しくはロ」を「同号イ若しくはハ」に、「施設」を「同号

ロの施設」と、「受けて当該事業」を「受けてこれらの事業に、「又は当該事業」を「又はこれらの事業」に改める。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定新規事業実施円滑化臨時措置法案
特定新規事業実施円滑化臨時措置法
(目的)

第二条 中小企業事業団は、平成元年事業年度において、この法律による改正後の中小企業事業法(以下「新法」という。)第二十八条の二第一項に規定する出資業務に必要な資金に充てるべきものとして新法第二十八条第一項の規定により政府

第一条 この法律は、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与する特定新規事業について、事業資金の調達を円滑にする等その実施を円滑に進めるための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を図り、もって国民经济の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定新規事業」とは、新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業のうち通商産業省の所掌に係るものであつて、当該事業に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

(実施計画の認定)

第四条 特定新規事業を実施しようとする者(特定新規事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定新規事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 特定新規事業の内容
- 2 特定新規事業の実施に必要な設備その他特定期限の実施方法
- 3 特定新規事業の開始時期
- 4 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

第三条 通商産業大臣は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、特定新規事業の実施に関する指針(以下「実施指針」という。)を定めなければならない。

2 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関する事項
- 2 特定新規事業の内容に関する事項
- 3 特定新規事業の実施方法に関する事項
- 4 その他特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項

第三条 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 前項第一号から第二号までに掲げる事項が実施指針に照らして適切なものであり、かつ、國民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないこと。
二 前項第一号から第四号までに掲げる事項が特定新規事業を確実に実施するために適切なものであること。
三 通商産業大臣は、第一項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」といふ。)による特定新規事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて

3 その認定を取り消すことができる。
3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

(産業基盤整備基金の行う特定新規事業実施円滑化業務)

第六条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、特定新規事業の実施を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

- 1 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 2 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の出資を行うこと。

三 特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法等の特例等)

第七条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十一条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条第一号の業務」と、特定施設整備法第四十二条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定」及び特定施設整備法第六条第一項中「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条第三号」とし、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第二十条第一項中「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務」とあるのは「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びに特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条第三号に掲げる業務」とする。

2 前条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理について

特定新規事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定に准用する。

(社債発行限度の特例)

第八条 認定事業者であつて会社であるものは、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受権付社債であつて、通商産業省令で定めるところにより募集するものについては、基金が当該新株引受権付社債の元本に係る債務の額のうちその額に通商産業省令で定める割合を乗じて得た額の償還について保証する場合に限り、商法(明治三十年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表によりその会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えてはならない。

(報告の徴収)

第九条 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十二条 第八条ただし書の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成八年五月二十九日まで

附則第九条を次のように改める。

(基金の行う出資業務に関する特例)

第九条 基金は、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第六号)の施行前に政府が第十七条の規定により出資した額に相当する金額の一部を織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号。以下「織維法」という。)第五十八条の二第一号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

2 政府は、基金が織維法第五十八条の二の規定に基づきその業務を行う場合において、第十六条第二号に掲げる業務及び織維法第五十八条の二第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出资することができる。

3 基金は、織維法第五十八条の二の規定に基づきその業務を行う場合には、第十七条の規定する資本金の増加は行わないものとする。

4 基金が織維法第五十八条の二の規定に基づきその業務を行なう場合には、第十八条第一項中「第十六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第十六条第二号に掲げる業務及び織維工業構造改善臨時措置法(以下「織維法」という。)第五十八条の二第一号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務」と、第十九条第一項中「第十六条第二号に掲げる業務及び織維法第五十八条の二第一号に掲げる業務」と、「第十七条の規定により政府が出資した額」とあるのは「第十七条の規定及び附則第九条第二項の規定により政府が出資した額」とする。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十四号中「第四条第

一項第一号」を「第二条第三項」に改め、「特定組合」の下に「若しくは同条第四項に規定する特定商工組合等」を加え、「同項若しくは同条第二項」を「同法第四条第一項から第三項まで」に改め、「構造改善事業計画」の下に「若しくは同法第五条の二第一項の規定による承認を受けた構造改善円滑化計画」を、「実施する構造改善事業」の下に「若しくは構造改善事業計画」を、「当該構造改善事業」の下に「若しくは当該構造改善円滑化事業」を加える。

第七百一条の三十四第三項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号の二を第十四号とし、同条第九項中「第三項第十四号」を「第三項第十五号」に改める。

附則第十五条第四項中「第四条第一項第一号」を「第二条第三項」に改め、「特定組合」の下に「又は同条第四項に規定する特定商工組合等(政令で定める特定商工組合等に限る。)」を加え、「昭和六十一年一月一日」を「織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年六月三十日)」を「平成二年三月三十日」に、「同項又は同条第二項」を「織維工業構造改善臨時措置法第四条第一項から第三項まで」に改め、「構造改善事業計画」の下に「又は同法第五条の二第一項の規定による承認を受けた構造改善事業計画」を、「第三項及び」を「第十一項及び」に、「同項第六号」を「第七百一条の三十一第一項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 指定都市等は、織維工業構造改善臨時措置法第二条第三項に規定する特定組合(第十三条において「特定組合」という。)又は同条第四項に規定する特定商工組合等(第十三項において「特定商工組合等」という。)が作成して同法第四条第一項から第三項までの規定による承認を受けた構造改善事業計画又は同法第三十二条第一項から第三項までを「附則第三十二条の三第十二項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に「若しくは第二項」を「第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第十三項まで」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に「若しくは第二項」を「第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第十四項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附則第三十三条第十三項中「附則第三十二条の三第十二項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に「若しくは第二項」を「第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第十二項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に「若しくは第二項」を「第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第十四項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六条 前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第五百八十六条第二項第十四号に規定する土地又はその取得に対する課する特別土地保有税については、なお從前の例による。

附則第三十二条の三第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項の表の下欄中「第二項から第十一項まで」を「第四項から第十三項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 この法律の施行の日以前までに取得された旧地方税法附則第十五条第四項に規定する機械設備等に係る固定資産税については、なお從前の例による。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第四

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十七日)
一、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正
する法律案

平成元年四月十一日印刷

平成元年四月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W